

平成18年6月5日

株 主 各 位

東京都江東区南砂二丁目7番5号
株式会社CRCソリューションズ
代表取締役 杉 山 尋 美
社長執行役員

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、後記参考書類をご検討いただき、次のいずれかの方法により議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

【書面（議決権行使書）により議決権を行使される場合】

後記参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否を表示され、平成18年6月19日（月曜日）までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

後記「インターネットでの議決権行使について」をご高覧のうえ、平成18年6月19日（月曜日）までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月20日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都江東区東陽六丁目3番3号
ホテルイースト21東京（3階 永代の間）
3. 株主総会の目的である事項
報告事項
 1. 第48期（自平成17年4月1日至平成18年3月31日）
営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件
 2. 第48期（自平成17年4月1日至平成18年3月31日）
連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに会計監査人及び
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 3. 定款授權に基づく取締役会決議による自己株式買受け
報告の件

決議事項

第1号議案	第48期利益処分案承認の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	当社と伊藤忠テクノサイエンス株式会社との合併契約書承認の件
第4号議案	取締役9名選任の件
第5号議案	退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以上

(お願い)

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付へご提出ください（なお、代理人の資格は、本総会の議決権を有する他の株主1名に限らせていただきます）。

なお、議決権の不統一行使を行う株主様は、本総会の3日前までに、書面をもってその旨及び理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。

(お知らせ)

参考書類及び添付書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.crc.co.jp/ir/>）に掲載いたしますのでご了承下さい。

(添付書類)

営業報告書

(自 平成17年4月1日
至 平成18年3月31日)

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過及び成果

当期は、日本経済の回復が関係業界の景況にも反映、当社グループが注力する「システム管理運営受託」が経済産業省統計では年率7%前後の増加、「受注ソフトウェア」は同2%～3%増となりました。当社グループにおきましても、主力の情報処理サービスが堅調に売上を伸ばすと共にソフトウェア開発での採算性改善、来期につながる大型案件への積極的取り組みなどにより6期連続の増収増益を達成いたしました。

主力である情報処理サービスにおきましては、「アウトソーシングに強いCRC」を目指し、提案力、技術力、営業力の強化とデータセンターの安定運営維持強化に向けての設備投資を積極化いたしました。都心型第2センターとして平成17年4月に新設した渋谷データセンターは、顧客獲得が着実に進み、現在さらに都心型第3センターの開設検討に入っております。また、横浜および神戸のデータセンターでも、顧客からの受注も増加するなど順調に売上高が増加し、当社グループの成長を牽引しております。

ソフトウェア開発では、プロジェクトマネジメントの強化などによる不採算案件の発生抑制に努めたことにより、収益力が改善してきております。また、大型システム開発案件の受注、新技術を使った流通業向けの次世代店舗システムへの対応など、来期につながる施策の実現に注力いたしました。CRC版次世代ERP基盤コンポーネント『DREAMER』を活用した基幹システムの開発案件も複数受注でき、今後は顧客のERPシステムに関するコンサルテーションから開発ソリューション、ホスティング運用までの一貫したサービス提供のできる体制を整え展開を図っていく方針です。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は60,587百万円（前期比1.9%増）、経常利益は4,486百万円（前期比14.7%増）となりました。特別損益につきましては、平成18年度後半の大崎新本社への移転に伴う原状復帰費用等の引当などにより特別損失442百万円を計上いたしました。一方、投資有価証券売却益などによる特別利益405百万円を計上した結果、当期純利益は2,609百万円（前期比14.5%増）と過去最高益を達成いたしました。

当連結会計年度の各事業分野の概況は以下のとおりであります。

① 情報処理サービス

横浜・神戸・東京大手町・東京渋谷の4拠点のデータセンターにおいて、流通・リーテイルを中心とする顧客の基幹系システムからe-ビジネスまでの幅広い範囲の運用など、アウトソーシング業務を受託しております。

当期は大手町インターネットデータセンターに加え、都心型第2センターとして新設した渋谷データセンターでの顧客獲得が進み、売上が順調に増加いたしました。また、横浜と神戸のデータセンターも、顧客からの受注増等により堅調な推移となりました。さらに子会社のCRCシステムズにおける運用業務の拡大も寄与し、情報処理サービスの売上高は33,085百万円（前期比6.4%増）となり、売上高の54%を占める事業分野となりました。

なお、現在さらに都心型第3センターの開設検討に入るとともに、既存データセンターの安定運用強化に向けての設備投資を積極化し、事業のさらなる強化拡充を図ってまいります。

② ソフトウェア開発

流通・リーテイル・メーカーの各分野のシステム構築や、Web技術によるe-ビジネスのアプリケーション開発を注力分野として事業を展開しております。

当期のソフトウェア開発の売上高は14,971百万円（前期比0.1%増）とほぼ横ばいとなりましたが、商社、卸、メーカー等の大規模システムに加え、流通業向け次世代店舗システムの開発等、来期につながる案件の受注が拡大いたしました。また、プロジェクトマネジメントの強化と実践的なプロジェクトリーダー（PL）養成研修などにより、人材育成に注力いたしました。

③ 科学・工学系情報サービス

当事業分野は、科学・工学系のソフトウェア開発・解析・販売を行っております。

当期は、株式会社ACRONETの株式を平成18年3月に一部売却し、子会社から持分法適用会社へ変更したことにより、売上高は前期比1,235百万円減少いたしました。

一方、エネルギー開発の追い風を受けて、石油資源開発向けシステム構築、原子力安全解析・評価、風力発電関連業務が好調に推移し、また、

注力分野の製造業向けCAEソリューションサービスも順調に推移しました。この結果、科学・工学系情報サービスの売上高は5,194百万円（前期比16.7%減）となりましたが、株式会社ACRONETの要因を除くと実質的には前期比3.8%増となりました。

④ システム販売

当事業分野は、システムインテグレータとしての機器販売やネットソリューション関連業務に関わるシステム販売を行なっております。システム販売の売上高は6,831百万円（前期比0.9%減）となりました。

事業別売上高

(単位：百万円)

期 別 区 分	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		前期比 増減率 (%)
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	
情報処理サービス	31,081	52.3	33,085	54.6	6.4
ソフトウェア開発	14,955	25.1	14,971	24.7	0.1
科学・工学系情報 サービス	6,238	10.5	5,194	8.6	△ 16.7
システム販売	6,892	11.6	6,831	11.3	△ 0.9
そ の 他	290	0.5	504	0.8	73.7
合 計	59,459	100.0	60,587	100.0	1.9

(2) 企業集団が対処すべき課題

景気回復に伴い、企業における情報化投資は回復してきておりますが、情報システムに対する顧客からの要望は高度化してきており、加えて、開発期間の短縮やコストダウンの要求も依然として強いものがあります。また、ITメーカーや通信系企業がSIerとして活動するケースが増加し、情報サービス産業における競合が一層激しくなってきました。

こうした環境の下、当社グループといたしましては、中核となるデータセンター関連事業ならびにシステム開発事業のさらなる強化拡充と収益力向上を図るため、以下の課題への取組を進めてまいります。

① データセンタービジネスの拡大強化と収益力の向上

東京大手町、東京渋谷に加え、新たな都心型第3センター開設を検討してまいります。横浜、神戸センターについては、ホスト系からサーバー系のデータセンタービジネスへの切替えの促進、安定運用強化に向けての設備増強ならびに増床を行うなど、各拠点での特色を活かしたビジネスの展開を推進いたします。

また、運用サービスの全社共通基盤を構築することにより、データセンタービジネスの収益力の一層向上に努めてまいります。

② 次世代ERP基盤コンポーネント「DREAMER」の展開

自社開発した次世代ERP基盤コンポーネントの「DREAMER」を組み合わせた開発受託を全社プロジェクトと位置づけて展開し、ソフトウェア開発事業の更なる収益力向上を図ってまいります。

③ ブロードバンド時代の店舗システム

新しいIT技術を駆使して顧客ニーズに応じた提案型の新しいシステムを構築し、コンビニエンスストアや多店舗型広域流通業への販売を推進してまいります。

④ セキュリティ対応

個人情報保護を含めたセキュリティ対策については、経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、常時万全の体制を維持、強化するように努めてまいります。

⑤ グループ経営の総合力強化

全社及びグループ営業を横断的に強化するために、「全社営業推進部」を設置し、お客様ニーズに的確に対応できる体制を強化し、新規顧客獲得によるビジネスの拡大に注力してまいります。

また、グループ各社の職能業務の効率を高めるため設置したグループ職能センターを中心にサポートと管理体制の充実を図ってまいります。

⑥ 人材の確保、育成

事業の拡大をスピードアップしていくために、新規人材採用、協働会社との協業強化など、優秀な人材を確保するとともに、社員に対するOJTや研修などによる効果的な育成を推進してまいります。

以上のような施策の実施とともに、コーポレートガバナンスの強化に努め、企業経営の健全性と透明性を図り、株主重視の経営をこれまで以上に推進してまいります。

(3) 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した主な設備投資は、データセンターの横浜コンピュータセンターにおいて、電力供給などの既存設備の増強、拡張ならびに新規ビジネスの獲得に向けた増床工事などで、1,454百万円の投資をいたしました。神戸コンピュータセンターについては、無停電電源装置(UPS)他の設備増強として65百万円の投資をいたしました。また、渋谷データセンターでは、スペース増床として85百万円の投資をいたしました。当連結会計年度の設備投資額は1,604百万円(うち、リース調達額868百万円)となりました。

(4) 企業集団の資金調達の状況

該当事項はありません。

(5) 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分 \ 期 別	第45期 (平成14年度)	第46期 (平成15年度)	第47期 (平成16年度)	第48期 (平成17年度) (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	53,048	55,028	59,459	60,587
経 常 利 益 (百万円)	3,863	3,716	3,910	4,486
当 期 純 利 益 (百万円)	1,975	2,186	2,278	2,609
1株当たり当期純利益(円)	108.89	120.91	125.97	144.24
総 資 産 (百万円)	26,405	29,397	31,291	33,919
純 資 産 (百万円)	13,195	15,705	17,278	19,992

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

② 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分 \ 期 別	第45期 (平成14年度)	第46期 (平成15年度)	第47期 (平成16年度)	第48期 (平成17年度) (当期)
売 上 高 (百万円)	44,726	44,145	40,829	43,232
経 常 利 益 (百万円)	2,691	2,281	2,323	2,914
当 期 純 利 益 (百万円)	1,440	1,479	1,702	1,788
1株当たり当期純利益(円)	79.88	82.20	94.62	99.10
総 資 産 (百万円)	23,402	24,209	26,589	28,551
純 資 産 (百万円)	10,890	12,731	13,758	15,651

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により計算しております。

2. 会社の概況（平成18年3月31日現在）

(1) 企業集団の主要な事業内容

- 情報処理サービス
- ソフトウェア開発
- 科学・工学系情報サービス
- システム販売
- その他

(2) 企業集団の主要拠点等

① 当社の主要拠点等

本社（東京都江東区）、青山オフィス（東京都港区）、関西支社（大阪
市中央区）、大手町インターネットデータセンター（東京都千代田区）、
渋谷データセンター（東京都渋谷区）、横浜コンピュータセンター（横
浜市都筑区）、神戸コンピュータセンター（神戸市北区）

② 子法人等の事業所

(国内) 株式会社CRCシステムズ（東京都江東区）、株式会社CRCテクノパ
ートナーズ（東京都江東区）、株式会社ITファシリティー・マネ
ジメント（横浜市都筑区）、平成情報サービス株式会社（京都市
伏見区）、ファーストコンタクト株式会社（東京都千代田区）、
インフォ・アベニュー株式会社（東京都千代田区）、アサヒビジ
ネスソリューションズ株式会社（東京都中央区）

(海外) 精藤股份有限公司（台湾台北市）

(3) 株式の状況

① 会社が発行する株式の総数 48,400,000株

② 発行済株式の総数 17,583,100株

(注) 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数が34,100株増加しており
ます。

③ 株 主 数 3,901名

(4) 大株主の状況

(平成18年3月31日現在)

株 主 名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	議決権比率	持 株 数	出資比率
伊藤忠商事株式会社	6,032,000株	34.3%	—株	—%
伊藤忠テクノサイエンス株式会社	2,130,200	12.1	372,150	0.6
みずほ信託退職給付信託みずほ銀行口 再信託受託者資産管理サービス信託	678,300	3.9	—	—
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	617,000	3.5	—	—
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	601,400	3.4	—	—
みずほ情報総研株式会社	544,500	3.1	—	—
富士通株式会社	460,000	2.6	—	—
ステートストリートバンクアンド トラストカンパニー 505019	276,600	1.6	—	—
CRC従業員持株会	265,301	1.5	—	—
ピーエスビー パリバ セキュリティーズサービス ルクセンブルグ ジャスデックセキュリティーズ	238,000	1.4	—	—

(5) 自己株式の取得、処分等及び保有の状況

- ① 取得株式
 - 普通株式 7,555株
 - 取得価額の総額 14,366,900円
- ② 処分株式
 - 普通株式 1,000株
 - 処分価額の総額 1,910,000円
- ③ 失効手続をした株式
該当事項はございません。
- ④ 決算期における保有株式
 - 普通株式 6,655株
- ⑤ 第47回定時株主総会后、定款授權に基づく取締役会決議により買い受けた自己株式
買受けを必要とした理由
取締役・執行役員の退職慰労金の一部として自己株式を譲渡するため
普通株式 7,500株
取得価額の総額 14,229,400円

(6) 新株予約権の状況

① 現に発行している新株予約権の状況

1. 商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
(平成14年6月20日開催の定時株主総会の決議によるもの)
 - 1) 発行した新株予約権の数 570個 (新株予約権1個につき普通株式100株)
 - 2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式57,000株
 - 3) 新株予約権の発行価額 無償
 - 4) 権利行使時の1株当たりの払込金額 1,612円
2. 商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
(平成15年6月19日開催の定時株主総会の決議によるもの)
 - 1) 発行した新株予約権の数 74個 (新株予約権1個につき普通株式100株)
 - 2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式7,400株
 - 3) 新株予約権の発行価額 無償
 - 4) 権利行使時の1株当たりの払込金額 1,426円
3. 商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
(平成16年6月18日開催の定時株主総会の決議によるもの)
 - 1) 発行した新株予約権の数 405個 (新株予約権1個につき普通株式100株)
 - 2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式40,500株
 - 3) 新株予約権の発行価額 無償
 - 4) 権利行使時の1株当たりの払込金額 1,674円
4. 商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権
(平成17年6月21日開催の定時株主総会の決議によるもの)
 - 1) 発行した新株予約権の数 393個 (新株予約権1個につき普通株式100株)
 - 2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式39,300株
 - 3) 新株予約権の発行価額 無償
 - 4) 権利行使時の1株当たりの払込金額 1,995円

② 当期中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権の状況

1. 発行した新株予約権の数 393個 (新株予約権1個につき普通株式100株)
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式39,300株
3. 新株予約権の発行価額 無償
4. 権利行使時の1株当たりの払込金額 1,995円
5. 権利行使期間 平成18年2月1日から平成21年7月31日まで
6. 権利行使の条件
 - 1) 新株予約権の割当を受けた者が当社及び当社連結子法人等の取締役、監査役または使用人たる地位を喪失した場合、権利行使については、当該地位喪失の原因に従いそれぞれ以下のとおりとする。

ただし、対象者が地位の喪失と同時に当社の取締役・監査役・使用人となった場合、関係会社の取締役・監査役に就任した場合、または関係会社に転籍した場合（以下「地位の異動」という。）には権利行使することができ、当該地位の異動後の地位を喪失した場合はその原因に従い以下のとおりとする。

- イ) 自己都合、解任、または懲戒解雇により地位を喪失した場合は、権利行使できない。
 - ロ) 会社都合により、任期満了前または定年前に地位を喪失した場合は、地位喪失後1年間に限り権利行使できる。
 - ハ) 任期満了または定年により地位を喪失した場合は、地位喪失後1年間に限り権利行使できる。
- 2) 新株予約権者が在籍中に死亡した場合、死亡時より1年間に限り、相続人は権利行使できるものとする。
- 3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
- 4) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
7. 消却の事由と条件
- 1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。
 - 2) 新株予約権は、新株予約権者が上記6に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、無償で消却することができる。
8. 有利な条件の内容
当社及び当社連結子法人等の取締役、監査役及び使用人に対し新株予約権を無償で発行いたしました。
9. 割当てを受けた者の氏名と割当てを受けた新株予約権の数
当社取締役

氏名	新株予約権の数
杉山 尋美	25個
小菅 和夫	15個
夏目 浩昭	15個
石井 建治	13個
竹中 公一	13個
大西 恭二	13個
富田 博	13個

以上7名 合計107個

当社監査役

氏 名	新株予約権の数
末 田 昭	8個

以上1名 合計8個

当社常務執行役員

氏 名	新株予約権の数
鎌 田 稔	13個

以上1名 合計13個

当社執行役員

氏 名	新株予約権の数
大 原 章 生	8個
西 村 隆 治	8個
菖蒲田 徹	8個
岡 田 一 夫	8個
柴 田 寛	8個
岡 松 宏 明	8個

以上6名 合計48個

当社の従業員、子会社取締役、子会社の従業員（上位10名）

氏 名	新株予約権の数	備 考
大 竹 崇 夫	8個	子会社取締役
人 見 幸 雄	8個	子会社取締役
笹 木 義 徳	8個	子会社取締役
増 田 逸	8個	子会社取締役
大 野 修	5個	当社の従業員
八十田 純	5個	当社の従業員
松 本 豊	5個	当社の従業員
小 林 武 司	5個	子会社の監査役
稲 垣 泰 男	5個	子会社の従業員
及 川 清 章	5個	子会社取締役

10. 当社の従業員ならびに子会社の取締役、従業員に対して付与した新株予約権の区分別内訳合計

区 分	当社従業員	子会社取締役	子会社監査役	子会社執行役員	子会社従業員
新株予約権の数	143個	46個	5個	14個	9個
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	14,300株	4,600株	500株	1,400株	900株
付与した者の総数	45名	8名	1名	4名	3名

(7) 企業集団の従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
2,269名(393名)	81名(△6名)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人数を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	881名	48名	38.5歳	10.2年
女性	159名	1名	33.8歳	8.0年
合計または平均	1,040名	49名	37.7歳	9.8年

(注) 従業員数には他社からの出向者(96名)を含み、社外への出向者(69名)は含んでおりません。

(8) 企業結合の状況

① 重要な子法人等の状況

(単位：百万円)

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社C R C システムズ	200	100%	コンピュータ運用・保守業務、衛星通信管制業務、システムの開発及び販売
株式会社C R C テクノパートナーズ	100	100%	システム製品及びソリューション販売
株式会社ITファシリティ・マネジメント	30	100%	アウトソーシングサービス、高機能ビル管理、営繕・総務、各種出版物の制作・販売サービス
平成情報サービス株式会社	50	100%	コンピュータシステムによる情報処理
ファーストコンタクト株式会社	50	100%	ヘルプデスクサービス、IT研修の企画立案・実施
インフォ・アベニュー株式会社	490	80.0%	業務改革コンサルティング及びITソリューションサービス
アサヒビジネズ株式会社	110	51.0%	システムの開発、保守、運用業務、ITコンサルティングサービス
精藤股份有限公司 (台湾)	78.81 百万NT\$	50.0%	台湾におけるコンビニエンスストアのコンピュータシステム運用、保守、ソフトウェア開発

(注) 株式会社ITファシリティ・マネジメントは、平成18年4月1日付で株式会社CRCファシリティーズに社名変更いたしました。

② 重要な関連会社の状況

(単位：百万円)

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
世紀智能軟件有限公司 (中国)	68	42.0%	SI業務、ソフトウェア開発、日本及び中国での情報システム構築サービス
株式会社ACRONET	100	33.0%	製薬企業の臨床開発支援業務(CRO事業)
株式会社IHIエスキューブ	260	20.8%	システム開発・運用等IT関連サービス
C I S D A S I A C O . , L T D (香港)	2 百万HK\$	20.0%	香港におけるソフトウェア開発、販売、保守サービス

③ 企業結合の経過

当連結会計年度において、該当事項はありません。

④ 企業結合の成果

当社の連結子法人等は8社、持分法適用会社は4社であります。当連結会計年度の業績につきましては、売上高60,587百万円（前期比1.9%増）、経常利益4,486百万円（前期比14.7%増）、当期純利益2,609百万円（前期比14.5%増）となりました。

⑤ その他の重要な企業結合の状況

伊藤忠商事株式会社は、当社の議決権を46.5%（直接所有34.3%、間接所有12.2%）所有しており、当社は同社の連結子会社であります。

(9) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高	借入先が所有する当社株式	
		持株数	議決権比率
株式会社みずほコーポレート銀行	180百万円	37,200株	0.2%

(注) 借入先が所有する当社株式には、「みずほ信託退職給付信託 みずほコーポレート銀行口」名義の株式35,700株が含まれております。

(10) 取締役及び監査役

平成18年3月31日現在

役 職 名	氏 名	担当または主な職業
代表取締役 社長執行役員	杉 山 尋 美	
代表取締役 専務執行役員	小 菅 和 夫	社長補佐 営業全般担当 (兼) データセンター事業部長 (兼) インフォ・アベニュー株式会社 代表取締役社長
取 締 役 専務執行役員	夏 目 浩 昭	ビジネスソリューション第1事業部長 (兼) 食品流通事業担当
取 締 役 常務執行役員	石 井 建 治	科学システム事業部長
取 締 役 常務執行役員	竹 中 公 一	ビジネスソリューション第2事業部長
取 締 役 常務執行役員	大 西 恭 二	次期店舗システムプロジェクト推進部長 (兼) 生活流通事業担当 (兼) 精藤股份有限公司 董事長
取 締 役 常務執行役員	富 田 博	グループ職能センター長 (兼) グループ人事部長 (兼) チーフ・コンプライアンス・オフィサー
#取 締 役	直 田 宏	伊藤忠商事株式会社 宇宙・情報・マルチメディアカンパニー 情報産業部門情報産業ビジネス部長
#取 締 役	正 西 康 英	伊藤忠テクノサイエンス株式会社 執行役員 ITアーキテクチャ室長
常勤監査役	海 野 美 久	
*常勤監査役	末 田 昭	
*監 査 役	秋 光 実	伊藤忠商事株式会社 執行役員 IT企画部長
*監 査 役	佐 藤 茂 隆	伊藤忠商事株式会社 宇宙・情報・マルチメディアカンパニー 宇宙・情報・マルチメディア事業総括部長

- (注) 1. #印は商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
 2. *印は「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
 3. 期中就任(新任)役員
 平成17年6月21日 就任 取 締 役 直 田 宏
 平成17年6月21日 就任 取 締 役 正 西 康 英
 平成17年6月21日 就任 監 査 役 海 野 美 久
 平成17年6月21日 就任 監 査 役 末 田 昭

4. 期中退任役員

平成17年6月21日 退任 監査役 諏訪木 義之

平成17年6月21日 退任 監査役 能勢 八紘

5. 当社は執行役員制度を採用しており、取締役兼務以外の執行役員は以下のとおりであります。

役 職 名	氏 名	担当または主な職業
常務執行役員	鎌 田 稔	アサヒビジネスソリューションズ株式会社 代表取締役社長
執行役員	大 原 章 生	ビジネスソリューション第1事業部長代行
執行役員	西 村 隆 治	データセンター事業部長代行
執行役員	菖 蒲 田 徹	財務経理部長
執行役員	岡 田 一 夫	品質・生産性向上推進センター長
執行役員	柴 田 寛	経営企画部長
執行役員	岡 松 宏 明	食品流通事業部長

6. 期中就任(新任)執行役員

平成17年6月21日 就任 執行役員 岡松 宏明

7. 期中退任執行役員

平成17年6月21日 退任 執行役員 池田 道久

(11) 会計監査人に対する報酬等の額

- ① 当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 32百万円
- ② 上記①の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 32百万円
- ③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額 32百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、商法特例法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、③の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。

(注) 本営業報告書中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率等は表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	20,755	流動負債	11,285
現金及び預金	6,686	支払手形及び買掛金	4,713
受取手形及び売掛金	8,650	短期借入金	370
たな卸資産	2,078	未払法人税等	1,526
繰延税金資産	1,266	賞与引当金	1,937
その他	2,101	受注損失引当金	105
貸倒引当金	△ 28	本社移転損失引当金	303
		その他	2,327
固定資産	13,164	固定負債	2,015
有形固定資産	4,713	繰延税金負債	1,120
建物及び構築物	2,823	退職給付引当金	301
機械及び装置	117	役員退職慰労引当金	179
土地	1,696	その他	414
その他	76		
無形固定資産	1,001	負債合計	13,301
営業権	136	少数株主持分	
ソフトウェア	717	少数株主持分	625
その他	147	資本の部	
投資その他の資産	7,449	資本金	1,949
投資有価証券	4,428	資本剰余金	2,735
長期差入保証金	1,594	利益剰余金	13,768
前払年金費用	1,078	その他有価証券評価差額金	1,546
繰延税金資産	218	為替換算調整勘定	4
その他	133	自己株式	12
貸倒引当金	△ 4	資本合計	19,992
資産合計	33,919	負債、少数株主持分及び資本合計	33,919

連結損益計算書

（自 平成17年4月1日
至 平成18年3月31日）

（単位：百万円）

		科 目	金	額
経常損益の部	営業損益の部	営業収益		60,587
		売上高	60,587	
		営業費用		56,349
		売上原価	50,203	
		販売費及び一般管理費	6,145	
	営業利益		4,238	
	営業外損益の部	営業外収益		264
		受取利息・配当金	32	
		持分法による投資利益	161	
		その他	70	
営業外費用			16	
		支払利息	11	
		その他	4	
		経常利益		4,486
特別損益の部	特別利益			405
		投資有価証券売却益	280	
		工事損失負担関連保険差益	102	
		その他	23	
	特別損失			442
		固定資産除却損	55	
		本店移転損失引当金繰入額	303	
	その他	83		
		税金等調整前当期純利益		4,449
		法人税、住民税及び事業税		2,105
		法人税等調整額		△ 284
		少数株主利益		19
		当期純利益		2,609

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項
 - 連結子法人等の数 8社
 - 連結子法人等の名称 (株)CRCシステムズ、(株)CRCテクノパートナーズ、(株)ITファシリテイ・マネジメント、平成情報サービス(株)、ファーストコンタクト(株)、インフォ・アベニュー(株)、アサヒビジネスソリューションズ(株)、精藤股份有限公司
2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法を適用した非連結子法人等の数 なし
 - (2) 持分法を適用した関連会社の数 4社
関連会社の名称 世紀智能軟件有限公司、(株)ACRONET、(株)IHIエスキューブ、CISD (ASIA) CO., LTD
 - (3) 持分法を適用していない非連結子法人等 なし
 - (4) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。
3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項
連結子法人等のうち、精藤股份有限公司の決算日は12月31日であり、連結決算日との差は3ヶ月であるため、当該連結子法人等の事業年度に係る計算書類を基礎として連結を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
4. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
 - (イ) 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - (ロ) 時価のないもの 移動平均法による原価法
 - ② たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 仕掛品 個別法による原価法
 - 商品・原材料・貯蔵品 移動平均法による原価法
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
定率法を採用しております。
ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 15年～50年
 - ② 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、自社利用目的ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主に5年）に基づく定額法によっております。市場販売目的ソフトウェアについては、見込販売数量に基づき償却（3年均等配分額を下限とする）しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

④ 本社移転損失引当金

本社の移転に伴い、発生が見込まれる原状復帰費用、固定資産除却損等について合理的な見積り額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生の連結会計年度から費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

⑥ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、主として内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子法人等の資産、負債、収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 外貨建債権債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

主として当社の内部規定である「職務権限規程」及び「資金運用に関する取扱基準等」に基づき、為替の変動リスクが当社に帰属し、かつ一定金額を超える外貨建取引については、為替予約取引により、為替変動リスクをヘッジしております。なお、リスクヘッジ手段としてのデリバティブ取引は為替予約取引に限定して行っております。

- (7) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。
5. 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
連結子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
6. 連結調整勘定の償却に関する事項
連結調整勘定は5年及び10年で均等償却しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

固定資産の減損に係る会計基準

当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

注 記

連結貸借対照表関係

- | | |
|-------------------|----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 2,082百万円 |
| 2. 保証債務 | 3百万円 |

連結損益計算書関係

- | | |
|-------------|---------|
| 1 株当たり当期純利益 | 144円24銭 |
|-------------|---------|

連結貸借対照表及び連結損益計算書の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月10日

株式会社CRCソリューションズ

取締役会御中

監査法人トーマツ

指定社員 公認会計士 川 上 豊 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 高 橋 勝 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、株式会社CRCソリューションズの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第48期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い株式会社CRCソリューションズ及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当営業年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用することとしたが、この適用は会計基準の変更に伴う会計方針の変更であり、相当と認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第48期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書）に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について、取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年5月15日

株式会社CRCソリューションズ 監査役会

常勤監査役 海野 美 久 ㊟

常勤監査役 末 田 昭 ㊟

監 査 役 秋 光 実 ㊟

監 査 役 佐 藤 茂 隆 ㊟

(注)監査役末田 昭、監査役秋光 実及び監査役佐藤茂隆は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	15,477	流動負債	11,651
現金・預金	5,845	買掛金	3,776
受取手形	36	1年内返済予定長期借入金	370
売掛金	6,600	未払金	615
材料	47	未払費用	233
仕掛品	1,528	未払法人税等	1,025
前渡金	22	未払消費税等	204
前払費用	538	前受金	405
未収入金	58	預り金	57
繰延税金資産	804	子会社預り金	3,415
その他	15	賞与引当金	1,148
貸倒引当金	△ 20	受注損失引当金	36
		本社移転損失引当金	303
		その他	60
固定資産	13,073	固定負債	1,248
有形固定資産	4,362	長期未払金	140
建物	2,744	繰延税金負債	957
構築物	19	退職給付引当金	43
機械装置	114	役員退職慰労引当金	106
工具器具備品	48		
土地	1,436	負債合計	12,899
無形固定資産	719		
営業権	6	資本の部	
電話加入権	100	資本金	1,949
施設利用権	5	資本剰余金	2,735
ソフトウェア	606	資本準備金	2,735
投資その他の資産	7,992	その他資本剰余金	0
投資有価証券	4,359	自己株式処分差益	0
子会社株式	1,552	利益剰余金	9,432
長期前払費用	26	利益準備金	233
長期差入保証金	1,430	任意積立金	7,042
前払年金費用	544	圧縮記帳積立金	39
その他	82	プログラム等準備金	153
貸倒引当金	△ 4	別途積立金	6,850
		当期末処分利益	2,155
資産合計	28,551	その他有価証券評価差額金	1,546
		自己株式	12
		資本合計	15,651
		負債及び資本合計	28,551

損 益 計 算 書

(自 平成17年4月1日
至 平成18年3月31日)

(単位：百万円)

		科 目	金	額
経 常 損	営業損益の部	営業収益		43,232
		売上高	43,232	
		営業費用		40,751
		売上原価	37,012	
		販売費及び一般管理費	3,739	
		営業利益		2,480
益 の 部	営業外損益の部	営業外収益		451
		受取利息及び配当金	348	
		その他	102	
		営業外費用		17
		支払利息	13	
		その他	3	
		経常利益		2,914
特 別 損 益 の 部	特別利益			339
		投資有価証券売却益	279	
		工事損失負担関連保険差益	37	
		その他	22	
	特別損失			371
		本社移転損失引当金繰入額	303	
	固定資産除却損	51		
	その他	16		
		税引前当期純利益		2,882
		法人税、住民税及び事業税		1,314
		法人税等調整額		△221
		当期純利益		1,788
		前期繰越利益		507
		中間配当額		140
		当期末処分利益		2,155

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

- ① 時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
- ② 時価のないもの……………移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品……………個別法による原価法

(2) 材料・貯蔵品……………移動平均法による原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は、建物が15年～50年であります。

(2) 無形固定資産……………定額法を採用しております。

なお、自社利用目的ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主に5年）に基づく定額法によっております。また、市場販売目的ソフトウェアについては、見込販売数量に基づき償却（3年均等配分額を下限とする）しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 受注損失引当金……………受注契約に係る将来の損失に備えるため、当期末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

(4) 本社移転損失引当金……………本社の移転に伴い、発生が見込まれる原状復帰費用、固定資産除却損等について合理的な見積り額を計上しております。本社移転損失引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

(5) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生の期から費用処理することとしております。数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生翌期から費用処理することとしております。

- (6) 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末支給額を計上しております。役員退職慰労引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
 6. 収益及び費用の計上基準
売上高及び売上原価は、製品の引渡しを完了した事業年度に計上しております。ただし、長期大型プロジェクト（製作期間が1年超、かつ受注金額1億円以上）については、作業進行基準を適用しております。なお、当事業年度の作業進行基準による売上高はありません。
 7. リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
 8. ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理によっております。
 9. その他重要な会計方針
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

重要な会計方針の変更

固定資産の減損に係る会計基準

当期より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

注 記

貸借対照表関係

1.	子会社に対する短期金銭債権	746百万円
	子会社に対する短期金銭債務	4,672百万円
2.	有形固定資産の減価償却累計額	1,829百万円
3.	貸借対照表に計上した固定資産のほか電子計算機及びその周辺機器設備等についてはリース契約により使用しております。	
4.	保証債務残高	3百万円
5.	配当制限額	
	商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額	1,546百万円
6.	税効果関係	

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

① 流動の部

繰延税金資産

賞与引当金損金算入限度超過額	470百万円
本社移転損失引当金	124百万円
未払事業税	61百万円
その他	146百万円

繰延税金資産合計 804百万円

② 固定の部

繰延税金資産

投資有価証券評価損	119百万円
ソフトウェア否認額	138百万円
施設利用会員権評価損	52百万円
その他	134百万円

繰延税金資産合計 444百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△1,074百万円
前払年金費用	△ 223百万円
プログラム等準備金	△ 77百万円
固定資産圧縮積立金	△ 25百万円

繰延税金負債合計 △1,401百万円

繰延税金負債の純額 △ 957百万円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	41.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 4.6%
住民税均等割	0.5%
設備投資減税	△ 0.4%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税率の負担率	37.9%

7. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、企業年金基金（基金型）制度を採用しております。ただし、すでに退職した適格退職年金制度からの年金受給者に対しては、閉鎖適格年金基金を設け、そこから期限まで年金を支給することとしております。また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

(2) 退職給付債務に関する事項（平成18年3月31日現在）

① 退職給付債務	△2,910百万円
② 年金資産	2,613百万円
③ 未積立退職給付債務	△ 297百万円
④ 未認識数理計算上の差異	1,052百万円
⑤ 未認識過去勤務債務（債務の減額）	△ 253百万円
⑥ 貸借対照表計上額純額	501百万円
⑦ 前払年金費用	544百万円
⑧ 退職給付引当金	△ 43百万円
(3) 退職給付費用に関する事項（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）	
① 勤務費用	169百万円
② 利息費用	56百万円
③ 期待運用収益	△ 52百万円
④ 数理計算上の差異の費用処理額	155百万円
⑤ 過去勤務債務の費用処理額	△ 33百万円
⑥ 退職給付費用	294百万円
⑦ その他	119百万円
計	414百万円

(注) 「⑦その他」は確定拠出年金への掛金支払額及び退職前払金支払額であります。

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
② 割引率	2.0%
③ 期待運用収益率	2.0%
④ 過去勤務債務の額の処理年数	10年（その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれ発生の期から費用処理することとしております。）
⑤ 数理計算上の差異の処理年数	10年（各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれ発生翌期から費用処理することとしております。）

損益計算書関係

1. 子会社との取引	
売上高	4,619百万円
仕入高	8,145百万円
営業取引以外の取引高	746百万円
2. 1株当たりの当期純利益	99円10銭

貸借対照表及び損益計算書の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月10日

株式会社CRCソリューションズ

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川上 豊 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 勝 ㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、株式会社CRCソリューションズの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第48期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当営業年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用することとしたが、この適用は会計基準の変更に伴う会計方針の変更であり、相当と認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第48期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画に従い、リスク管理体制及び個人情報保護法の管理体制のモニタリングを重点監査項目として設定し、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査部署等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所・データセンターにおいて業務及び財産の状況（法令遵守体制及びリスク管理体制等の内部統制システムを含む）を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法の他、必要に応じて取締役等に対し報告を求め詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月15日

株式会社CRCソリューションズ 監査役会

常勤監査役 海野 美久 ㊟

常勤監査役 末田 昭 ㊟

監査役 秋光 実 ㊟

監査役 佐藤 茂隆 ㊟

(注) 監査役末田 昭、監査役秋光 実及び監査役佐藤茂隆は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 第48期利益処分案承認の件

第48期利益処分は、当期の業績、今後の経営環境を勘案し、添付書類33頁に記載の内容とさせていただきますたく存じます。

株主の皆様への配当につきましては、連結業績に応じた利益還元を継続的、安定的に行うよう努めております。

当期末の配当金につきましては、普通配当を2円増配し、1株につき22円とさせていただきますたく存じます。これにより、中間配当金を含めまして年間配当金は1株につき30円となります。

また、役員賞与金につきましては、期末時の常勤の取締役7名及び常勤の監査役2名に対し、当期の業績の達成度等を勘案し、4,860万円（うち監査役賞与金240万円）とさせていただきますたく存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第87号）の施行により、会社は公告を電子公告により行うことができることとなりました。これに伴い、電子公告制度を導入することとし、所要の変更を行うものであります。併せて、電子公告によることのできない事故その他のやむを得ない事由が生じたときの措置を定めるものであります（変更案第5条）。
- (2) 「会社法」（平成17年法律第86号）及びその関係法令が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。
 - ① 株主が有する単元未満株式の権利を明確にするため、変更案第9条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。
 - ② 旧商法における株主総会の招集地に関する規定が廃止されましたが、株主総会の円滑な運営を図るため、変更案第14条（招集地）を新設するものであります。
 - ③ 定款に規定を置くことにより株主総会参考書類等の一部につきインターネットで開示することにより株主の皆様にご提供したものとみなされることとなったことから、株主総会招集手続の合理化のため、変更案第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
 - ④ 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに書面または電磁的方法により取締役会の決議があったものとみなすことができる旨の規定として変更案第24条（取締役会の決議方法等）第2項を新設するものであります。

- ⑤ 剰余金の配当等を、株主総会の決議によらず取締役会が決定することが可能となったことに伴い、機動的に剰余金の配当等を実施できる旨の規定を変更案第36条（剰余金の配当等）に新設するものであります。
- (3) その他、定款に一定の規定があるものとみなされる規定の新設・変更のほか、定款全般について、会社法に対応した用語及び引用条文の変更、並びに条数の繰り下げなどの変更を行うものであります。

なお、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）に定める経過措置の規定により、平成18年5月1日付で当社定款には、以下の定めがあるものとみなされております。

- ① 当会社に、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨の定め。
- ② 当会社は株式に係る株券を発行する旨の定め。
- ③ 当会社に株主名簿管理人を置く旨の定め。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当会社の公告は、<u>東京都内において発行する日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当会社の発行する株式の総数は、9,680万株とする。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当会社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p><u>(1) 取締役会</u></p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当会社の公告は、<u>電子公告により行う。</u>ただし、<u>電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、東京都内において発行する日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当会社の発行可能株式総数は、9,680万株とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>② 当社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 当社の発行する株券の種類、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、単元未満株式の買取、届出の受理、実質株主通知の受理その他株式に関する取扱ならびに手数料については取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>② 当社の名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿および実質株主名簿ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消（保管振替機関へ預託された株券の株式を除く）、株券の不所持、株券の交付、単元未満株式の買取、届出の受理、実質株主通知の受理その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>② 当社は、単元株式数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 当社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>② 本定款に定めるもののほか、権利を行使する者を定める必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告を行い、一定の日現在の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(決議の要件)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>② 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② (削 除)</p> <p>(招集地)</p> <p>第14条 株主総会は、本店所在地またはその隣接地において招集する。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選 任) 第16条 取締役は、株主総会で選任する。</p> <p>② 取締役の選任については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数でこれを決する。</u></p> <p>③ 取締役の選任については、<u>累積投票によらない。</u></p> <p>(任 期) 第17条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役) 第18条 代表取締役は、<u>取締役会の決議により</u>選任する。</p> <p>(決議の方法) 第20条 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(報酬および退職慰労金) 第22条 取締役の報酬および退職慰労金は、<u>株主総会の決議により</u>定める。</p> <p>(選 任) 第24条 監査役は、株主総会で選任する。</p> <p>② 監査役の選任については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数でこれを決する。</u></p>	<p>(選 任) 第20条 取締役は、<u>株主総会の決議によって</u>選任する。</p> <p>② 取締役の選任については、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(任 期) 第21条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで</u>とする。</p> <p>(代表取締役) 第22条 代表取締役は、<u>取締役会の決議によって</u>選任する。</p> <p>(取締役会の決議方法等) 第24条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>② <u>当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>株主総会の決議によって</u>定める。</p> <p>(選 任) 第28条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 監査役の選任については、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期) <u>第25条</u> 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 補欠により選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役) <u>第26条</u> 常勤監査役は、<u>監査役の互選をもって定める。</u></p> <p>(決議の方法) <u>第28条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(報酬および退職慰労金) <u>第30条</u> 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(営業年度および決算期) <u>第31条</u> 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金) <u>第32条</u> 利益配当金は、<u>毎決算期現在の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p>(中間配当) <u>第33条</u> 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（中間配当金という。）をすることができる。</u></p> <p>(配当金等の除斥期間) <u>第34条</u> 利益配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p>	<p>(任 期) <u>第29条</u> 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(常勤の監査役) <u>第30条</u> 監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(決議方法) <u>第32条</u> (現行どおり)</p> <p>(報酬等) <u>第34条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(事業年度) <u>第35条</u> 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当等) <u>第36条</u> 当会社は、取締役会の決議によって、<u>会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</u></p> <p>② 当会社は、前項に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。</p> <p>③ 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当を行う。</p> <p>(中間配当) <u>第37条</u> 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項の規定による金銭の分配（中間配当という。）を行うことができる。</u></p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間) <u>第38条</u> 剰余金の配当および中間配当は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p>

第3号議案 当社と伊藤忠テクノサイエンス株式会社との合併契約書承認の件

1. 合併を行う理由

ITサービス産業においては、景況感の回復及び企業業績の改善に伴い、市場全体を通じて緩やかな回復傾向が続いています。足元では、通信・金融分野での次世代システム構築に伴う大型のIT投資案件の増加に加え、一般企業でもネットワークの多様化や情報量の増加に伴う既存システムの更新・増強投資への需要が発生しています。また、新会社法・日本版SOX法に適合した内部統制強化に伴う社内システム整備の需要が高まっていることなどから、今後もITサービスへの需要が高まると期待されます。

一方で、顧客ニーズは高度化・複雑化する傾向にあるうえ、IT投資の採算改善の要請も強まるなど、業界の事業環境は必ずしも楽観できません。このような経営環境のもと、ITサービス企業が競争力を維持・向上し、持続的な成長を遂げるには、安定収益源となる顧客基盤を拡大するとともに、事業領域の拡充を行い、顧客により多くの付加価値を提供していくことが不可欠です。

当社と伊藤忠テクノサイエンス株式会社（以下、「伊藤忠テクノサイエンス」という。）は、伊藤忠商事グループとして両社の経営資源を結集し、幅広い顧客層に対して、サービス・運用から開発、製品販売に至る多様なITサービスを展開する体制を早期に確立し、長期に持続的な成長を遂げ、ITサービス業界のリーディング・カンパニーとしての地位を確立すべく、今般、両社対等の精神の下に合併契約の締結に至りました。

2. 合併契約の内容の概要

合併契約書（写）

伊藤忠テクノサイエンス株式会社（以下、「甲」という。）と株式会社CRCソリューションズ（以下、「乙」という。）とは、両社対等の精神の下に合併することに合意し、次のとおり合併契約を締結する。

第1条 （合併当事会社及び商号）

1. 甲（住所：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号）及び乙（住所：東京都江東区南砂二丁目7番5号）は合併して、甲は存続し、乙は解散する。

2. 合併がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）以降の甲の商号は「伊藤忠テクノソリューションズ株式会社（英文名：ITOCHU Techno-Solutions Corporation）」とし、同日以降の甲の略称及びロゴはC T Cとする。

第2条 （株主等に対する株式等の割当）

1. 甲は、合併に際して発行する普通株式及びその保有する自己の普通株式を、効力発生日前日における乙の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。）のうち甲及び乙を除く者に対し、その保有する乙の株式1株につき、甲の株式0.31株の割合をもって割当交付する。
2. 前項の場合において、同項所定の株主に対して交付しなければならない甲の株式数に一株に満たない端数があるときは、甲は、会社法234条の規定に従い処理する。
3. 甲は、効力発生日前日における乙の新株予約権原簿に記載又は記録された新株予約権者に対し、その保有する新株予約権の種別に応じ、別紙1記載の要領に従い、甲の新株予約権を割当交付する。

第3条 （資本金、準備金及び剰余金の額に関する事項等）

甲が合併により増加する資本金、準備金及び剰余金の額は、次のとおりとする。

- ① 資本金 0円
- ② 資本準備金 0円
- ③ 資本剰余金 会社計算規則第59条第1項第3号ロに掲げる額から同号ハ及びニに掲げる額の合計額を減じて得た額
- ④ 利益準備金 0円
- ⑤ 利益剰余金 会社計算規則第59条第1項第5号ロに掲げる額

第4条 （効力発生日）

1. 効力発生日は、平成18年10月1日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえこれを変更することができる。
2. 前項但書の場合、乙は、平成18年10月1日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに変更後の効力発生日を公告する。

第5条 (合併承認株主総会)

甲は平成18年6月22日に、乙は同月20日に、それぞれ定時株主総会を招集し、本契約の承認及び合併に必要な事項に関する決議を求める。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事情により、甲乙協議のうえその日を変更することができる。

第6条 (会社財産の引継ぎ)

1. 乙は平成18年3月31日における貸借対照表その他同日における計算書類を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に引き継ぐ。
2. 乙は、平成18年4月1日から効力発生日前日に至る間の資産及び負債の変動について、別に計算書を添付してその内容を甲に明示する。

第7条 (会社財産の管理等)

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日前日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運用を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを行う。

第8条 (中間配当に代わる剰余金の配当)

1. 乙は、効力発生日の前日を基準日とする乙の平成18年4月1日から9月末日までの期間に係る中間配当に代わる剰余金の配当を行う。ただし、上記剰余金の配当は法定の分配可能額の限度内で行うものとし、かつ、その額の上限は一株あたり5円とする。
2. 乙は、前項の剰余金の配当に係る取締役会決議及び会社法124条3項に定める公告を、当該基準日の2週間前までに行うものとする。

第9条 (従業員等の処遇)

1. 甲は、効力発生日において、乙の従業員を引き継ぐものとし、従業員に関する取扱いについては、別に甲乙協議のうえこれを定める。
2. 甲及び乙は、効力発生日前日まで乙の執行役員であった者については、効力発生日以降甲の執行役員として待遇するものとし、その処遇については、甲乙別途協議のうえこれを定める。

第10条 (合併に際して就任すべき取締役)

1. 合併に際して甲の取締役となるべき者は、別紙2のとおりとする。なお就任日は効力発生日とする。
2. 甲は、平成18年6月22日開催予定の甲の定時株主総会において必要な役員選任議案を上程する。

第11条 (役員退職慰労金)

甲の取締役又は監査役のうち合併に伴い退任する者及び乙の取締役又は監査役のうち甲の取締役又は監査役に就任しない者がある場合においては、それらの者に対する退職慰労金は、それぞれ第5条に定める株主総会において承認を得たうえで、効力発生日後に支払うものとする。

第12条 (合併条件の変更及び合併契約の解除)

本契約締結の日から効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重要な変動を生じたときは、甲乙協議のうえ合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第13条 (本契約の効力)

本契約は、第5条に定める甲もしくは乙の株主総会において承認が得られないとき又は法令に定められた関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第14条 (本契約書に定めのない事項)

本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成18年5月23日

甲：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
伊藤忠テクノサイエンス株式会社
代表取締役社長 奥田陽一

乙：東京都江東区南砂二丁目7番5号
株式会社CRCソリューションズ
代表取締役 杉山尋美
社長執行役員

【別紙1】新株予約権の割当交付の要領

甲は、乙の第2回新株予約権の新株予約権者に対し下記1の新株予約権を、乙の第3回新株予約権の新株予約権者に対し下記2の新株予約権を、乙の第4回新株予約権の新株予約権者に対し下記3の新株予約権を、それぞれ

乙の新株予約権 1 個に対し甲の新株予約権 1 個の割合をもって割当交付する。

1. 乙の第 2 回新株予約権の新株予約権者に対し甲が割当交付する新株予約権

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数：

1 個の新株予約権につき普通株式 62 株

なお、甲が株式の分割又は併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額：

本新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下「出資価額」という。）は、当該時点における目的株式数 1 株当たりの出資価額（以下「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額とし、行使価額は 2,300 円とする。

なお、新株予約権発行後、時価を下回る価格で新株を発行又は、自己株式を処分（会社法第 194 条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成 13 年法律第 79 号）附則第 5 条第 2 項の規定に基づく自己株式の譲渡、甲の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は甲の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使による場合を除く。）するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの発行又は処分価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは甲の発行済み株式総数から甲の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行後、甲が株式の分割又は併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

(3) 新株予約権を行使することができる期間：

2006年10月1日から2007年7月31日まで

- (4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項：

行使に際して払込み又は給付をした財産の額（資本金等増加限度額）として会社計算規則第40条第1項に定める額の2分の1の額を資本金として計上し（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、その余を資本準備金として計上する。

- (5) 新株予約権の譲渡制限：

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

- (6) 新株予約権の行使条件

- ①新株予約権の割当てを受けた者（以下「対象者」という。）が甲又は甲の連結子会社の取締役、監査役又は使用人たる地位を喪失した場合、当該新株予約権の権利行使については、その地位喪失の原因に従いそれぞれ以下のとおりとする。ただし、対象者が地位の喪失と同時に甲の取締役・監査役・使用人となった場合、関係会社の取締役・監査役に就任した場合又は関係会社に転籍した場合（以下、「地位の異動」という。）には、当該地位の異動後の地位についての喪失原因に従い下記イ、ロ、ハを適用する。

イ 自己都合、解任又は懲戒解雇により地位を喪失した場合：

権利行使できない。

ロ 会社都合により、任期満了前又は定年前に地位を喪失した場合：

地位喪失後1年間に限り権利行使できる。

ハ 任期満了又は定年により地位を喪失した場合：

地位喪失後1年間に限り権利行使できる。

- ②新株予約権者が在籍中に死亡した場合、相続人は相続発生日より1年間に限り権利行使できる。

- ③その他の条件は、甲と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。

- (7) 新株予約権の取得：

- ①甲が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は甲が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、甲は新株予約権を無償で取得することができる。

- ②新株予約権者が権利を行使しうる条件に該当しなくなった場合、又は新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、甲は当該新株予約権を無償で取得することができる。

- (8) 一株に満たない端数の扱い：

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

- (9) 新株予約権証券：

甲は、新株予約権証券を発行する。

2. 乙の第3回新株予約権の新株予約権者に対し甲が割当交付する新株予約権

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数：

1 個の新株予約権につき普通株式62株

なお、甲が株式の分割又は併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数 × 分割又は併合の比率

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額：

本新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下「出資価額」という。）は、当該時点における目的株式数1株当たりの出資価額（以下「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額とし、行使価額は2,700円とする。

なお、新株予約権発行後、時価を下回る価格で新株を発行又は、自己株式を処分（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、甲の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は甲の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使による場合を除く。）するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの発行又は処分価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは甲の発行済み株式総数から甲の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行後、甲が株式の分割又は併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

(3) 新株予約権を行使することができる期間：

2006年10月1日から2008年7月31日まで

- (4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項：
行使に際して払込み又は給付をした財産の額（資本金等増加限度額）として会社計算規則第40条第1項に定める額の2分の1の額を資本金として計上し（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、その余を資本準備金として計上する。
- (5) 新株予約権の譲渡制限：
新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
- (6) 新株予約権の行使条件
- ①新株予約権の割当てを受けた者（以下「対象者」という。）が甲又は甲の連結子会社の取締役、監査役又は使用人たる地位を喪失した場合、当該新株予約権の権利行使については、その地位喪失の原因に従いそれぞれ以下のとおりとする。ただし、対象者が地位の喪失と同時に甲の取締役・監査役・使用人となった場合、関係会社の取締役・監査役に就任した場合又は関係会社に転籍した場合（以下、「地位の異動」という。）には、当該地位の異動後の地位についての喪失原因に従い下記イ、ロ、ハを適用する。
- イ 自己都合、解任又は懲戒解雇により地位を喪失した場合：
権利行使できない。
- ロ 会社都合により、任期満了前又は定年前に地位を喪失した場合：
地位喪失後1年間に限り権利行使できる。
- ハ 任期満了又は定年により地位を喪失した場合：
地位喪失後1年間に限り権利行使できる。
- ②新株予約権者が在籍中に死亡した場合、相続人は相続発生日より1年間に限り権利行使できる。
- ③その他の条件は、甲と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。
- (7) 新株予約権の取得：
- ①甲が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は甲が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、甲は新株予約権を無償で取得することができる。
- ②新株予約権者が権利を行使しうる条件に該当しなくなった場合、又は新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、甲は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (8) 一株に満たない端数の扱い：
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。
- (9) 新株予約権証券：
甲は、新株予約権証券を発行する。

3. 乙の第4回新株予約権の新株予約権者に対し甲が割当交付する新株予約権

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数：

1個の新株予約権につき普通株式62株

なお、甲が株式の分割又は併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数 × 分割又は併合の比率

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額：

本新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下「出資価額」という。）は、当該時点における目的株式数1株当たりの出資価額（以下「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額とし、行使価額は3,220円とする。

なお、新株予約権発行後、時価を下回る価格で新株を発行又は、自己株式を処分（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、甲の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は甲の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使による場合を除く。）するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの発行又は処分価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは甲の発行済み株式総数から甲の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行後、甲が株式の分割又は併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

(3) 新株予約権を行使することができる期間：

優遇税制非適格分：2006年10月1日から2009年7月31日まで

優遇税制適格分：2007年6月22日から2009年7月31日まで

- (4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項：
行使に際して払込み又は給付をした財産の額（資本金等増加限度額）として会社計算規則第40条第1項に定める額の2分の1の額を資本金として計上し（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、その余を資本準備金として計上する。
- (5) 新株予約権の譲渡制限：
新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
- (6) 新株予約権の行使条件
- ①新株予約権の割当てを受けた者（以下「対象者」という。）が甲又は甲の連結子会社の取締役、監査役又は使用人たる地位を喪失した場合、当該新株予約権の権利行使については、その地位喪失の原因に従いそれぞれ以下のとおりとする。ただし、対象者が地位の喪失と同時に甲の取締役・監査役・使用人となった場合、関係会社の取締役・監査役に就任した場合又は関係会社に転籍した場合（以下、「地位の異動」という。）には、当該地位の異動後の地位についての喪失原因に従い下記イ、ロ、ハを適用する。
- イ 自己都合、解任又は懲戒解雇により地位を喪失した場合：
権利行使できない。
- ロ 会社都合により、任期満了前又は定年前に地位を喪失した場合：
地位喪失後1年間に限り権利行使できる。
- ハ 任期満了又は定年により地位を喪失した場合：
地位喪失後1年間に限り権利行使できる。
- ②新株予約権者が在籍中に死亡した場合、相続人は相続発生日より1年間に限り権利行使できる。
- ③その他の条件は、甲と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。
- (7) 新株予約権の取得：
- ①甲が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は甲が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、甲は新株予約権を無償で取得することができる。
- ②新株予約権者が権利を行使しうる条件に該当しなくなった場合、又は新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、甲は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (8) 一株に満たない端数の扱い：
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。
- (9) 新株予約権証券：
甲は、新株予約権証券を発行する。

【別紙2】合併に際して就任すべき取締役

取締役	杉山尋美
同 上	小菅和夫
同 上	夏目浩昭
同 上	石井建治
同 上	竹中公一
同 上	大西恭二
同 上	富田 博

3. 会社法第298条第1項の決定をした日における会社法施行規則第182条各号（第2号、第3号イ、第7号及び第8号を除く。）の内容の概要

(1) 会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1号）

① 伊藤忠テクノサイエンス株式会社（以下「伊藤忠テクノサイエンス」という。）が交付する株式の数の算定方法

伊藤忠テクノサイエンスは、当社との合意により、本合併に当たり、当社の株式1株に対し、伊藤忠テクノサイエンスの株式0.31株の割合（以下「合併比率」という。）をもって、伊藤忠テクノサイエンス普通株式を割当交付することといたしました。

合併比率の算定にあたっては、公正性・妥当性を確保するため、当社及び伊藤忠テクノサイエンスのそれぞれが、独立した第三者機関（当社：みずほ証券株式会社、伊藤忠テクノサイエンス：野村証券株式会社）に算定を依頼しました。みずほ証券株式会社は、市場株価基準法、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）、類似企業比較法等を、野村証券株式会社は、市場株価平均法、類似会社比較法、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー（DCF）法等を用いた上で、これらの分析結果を総合的に勘案して合併比率を算定しております。

当社及び伊藤忠テクノサイエンスは、上記第三者機関の合併比率算定の内容に関し、その方法、採用株価、算定結果のいずれについても公正妥当であると判断し、各社の算定結果を参酌し、双方協議の上、上記合併比率を決定いたしました。

なお、当社は、みずほ証券株式会社から、上記の合併比率が当社の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（平成18年5月22日付）の提出を受けております。

② 当社の株主に対して伊藤忠テクノサイエンスが交付する株式の割当
てに関する事項

伊藤忠テクノサイエンスは、本合併に際して発行する普通株式及びその保有する自己の普通株式を、合併効力発生日前日における当社の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。）のうち、当社及び伊藤忠テクノサイエンスを除く者に対し、上記合併比率に従って割当交付します。

③ 合併により増加する伊藤忠テクノサイエンスの資本金及び準備金の額に関する事項

ア 資本金

0円

イ 資本準備金

0円

ウ 資本剰余金

会社計算規則第59条第1項第3号ロに掲げる額から同号ハ及びニに掲げる額の合計額を減じて得た額

エ 利益準備金

0円

オ 利益剰余金

会社計算規則第59条第1項第5号ロに掲げる額

上記合併により増加する資本金及び準備金の額の決定は、伊藤忠テクノサイエンス取締役会において「自己株式及び準備金の額に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する運用指針」に則り、同社が保有する当社の株式の帳簿価格の消滅に伴う会計処理、当社が保有する自己株式の帳簿価格の消滅に伴う会計処理及び当社の株主に割当てる伊藤忠テクノサイエンス自己株式の処分に係る会計処理を適正に行うべく、決定されたものであります。

当社は、上記①ないし③のいずれにつきましても、その内容が相当であると判断いたします。

- (2) 会社法第749条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め
の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第4号）

本合併に際して当社の新株予約権の新株予約権者に対して交付する、
当該新株予約権に代わる伊藤忠テクノサイエンスの新株予約権の内容
及びその算定方法並びにその割当てに関する事項

伊藤忠テクノサイエンスは、当社との合意により、本合併に当たり、
当社の第2回新株予約権、第3回新株予約権及び第4回新株予約権の
各新株予約権者に対し、合併契約書別紙1に記載の要領に従い、それ
ぞれ伊藤忠テクノサイエンスの発行する新株予約権を交付いたします。

伊藤忠テクノサイエンスの発行する新株予約権は、当社の新株予約
権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わるものとして交付さ
れるものでありますが、上記合併契約書別紙1に記載の要領は、新株
予約権の目的である株式の数及び行使に際して出資される財産の価額
を合併比率に応じて調整し、会社法及びその関連法令の施行に伴う細
目的な変更点を除いて実質的に同一の内容を有する伊藤忠テクノサイ
エンスの新株予約権を割当ててを内容とするものであります。した
がって、本合併を契機として当社の新株予約権の新株予約権者の保
有する新株予約権の内容及び数に変化はなく、いずれも相当であると
判断いたします。

- (3) 伊藤忠テクノサイエンスの最終事業年度に係る計算書類等（会社法施
行規則第182条第5号イ）

同封の別冊に記載のとおりであります。

- (4) 伊藤忠テクノサイエンスの最終事業年度の末日後の日を臨時決算日と
する臨時計算書類等（会社法施行規則第182条第5号ロ）

該当なし

- (5) 伊藤忠テクノサイエンスにおいて最終事業年度の末日後に生じた重要
な財産の処分等（会社法施行規則第182条第5号ハ）

該当なし

- (6) 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等（会
社法施行規則第182条第6号）

該当なし

第4号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況 当社における地位及び担当	当社株式 所有数
1	すぎ やま ひろ み 杉山 尋美 (昭和20年4月1日生)	平成11年4月 伊藤忠商事(株)宇宙・情報・マルチメディアカンパニー エグゼクティブバイスプレジデント 平成11年6月 同社執行役員 平成13年6月 当社取締役 常務執行役員 平成14年6月 代表取締役 社長執行役員（現任）	21,800株
2	こ すが かず お 小菅 和夫 (昭和21年9月8日生)	昭和40年4月 当社入社 平成10年6月 取締役 平成12年6月 常務取締役 平成14年6月 代表取締役 専務執行役員（現任） 平成15年10月 社長補佐 営業全般担当（現任） (兼) データセンター事業担当 平成16年9月 データセンター事業部長（現任） 平成18年4月 ビジネスソリューション第2事業担当（現任） (他の法人等の代表状況) インフォ・アベニュー(株) 代表取締役社長	16,000株
3	なつ め ひろ あき 夏目 浩昭 (昭和22年7月2日生)	昭和62年10月 当社入社 平成9年6月 取締役 平成12年6月 常務取締役 平成15年6月 取締役 専務執行役員（現任） 平成17年4月 ビジネスソリューション第1事業部長 (兼) 食品流通事業担当（現任） 平成18年4月 ERPシステム事業担当（現任）	8,500株
4	いし い けん じ 石井 建治 (昭和22年2月6日生)	昭和44年4月 当社入社 平成9年6月 取締役 平成13年6月 執行役員 平成15年4月 科学システム事業部長（現任） 平成15年6月 取締役 常務執行役員（現任）	12,900株
5	たけ なか こう いち 竹中 公一 (昭和23年3月22日生)	平成14年6月 (株)みずほ銀行執行役員 平成14年7月 上野産業(株)入社 社長室長 平成15年3月 当社入社 平成15年6月 取締役 常務執行役員（現任） 平成17年4月 ビジネスソリューション第2事業部長 平成18年4月 社長付 特命事項担当（現任）	4,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況 当社における地位及び担当	当社株式 所有数
6	おおにし きょうじ 大西 恭二 (昭和23年2月10日生)	平成9年4月 伊藤忠商事情報システム統轄部長 平成10年6月 当社監査役 平成11年4月 当社入社 平成11年6月 取締役 平成13年6月 執行役員 平成16年6月 取締役 常務執行役員 (現任) 平成16年9月 生活流通事業部長 平成17年9月 次期店舗システムプロジェクト推進部長 (兼) 生活流通事業担当 (現任) (他の法人等の代表状況) 精藤股份有限公司 董事長	18,800株
7	とみ た ひろし 富田 博 (昭和24年2月3日生)	平成11年4月 伊藤忠商事(株)人事部長 平成14年6月 同社執行役員 平成16年6月 当社取締役 常務執行役員 (現任) チーフ・コンプライアンス・オフィサー (現任) 平成17年4月 グループ職能センター長 (現任) 平成17年10月 グループ人事部長 (現任)	8,200株
8	はせべ ひでのり 長谷部 英 則 (昭和35年8月13日生)	昭和58年4月 伊藤忠商事(株)入社 昭和59年4月 伊藤忠エレクトロニクス(株)出向 平成12年4月 シーティーシークリエイト(株)出向 代表取締役社長 平成14年4月 伊藤忠テクノサイエンス(株)出向 平成18年4月 伊藤忠商事(株) 情報産業ビジネス部長 (現任)	0株
9	の だ しゅん すけ 野田 俊 介 (昭和37年5月7日生)	昭和62年4月 伊藤忠商事(株)入社 平成元年10月 伊藤忠テクノサイエンス(株)出向 平成12年11月 伊藤忠商事(株) ネットベンチャー開発室長 平成18年4月 同社 ビジネスソリューション部長 (現任)	0株

- (注) 1. 候補者小菅和夫氏は、インフォ・アベニュー(株)の代表取締役社長を兼務しており、当社は、同社との間でコンサルティング委託等の取引関係があります。
2. 候補者大西恭二氏は、精藤股份有限公司の董事長を兼務しており、当社は同社との間でシステム開発委託等の取引関係があります。
3. 上記に記載するほか、各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
4. 候補者長谷部英則、野田俊介の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役候補者であります。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会の第3号議案及び第4号議案を原案通りご承認いただきました場合、合併による当社解散に伴い取締役全員（9名）は退任されます。

このうち、常勤の取締役である杉山尋美、小菅和夫、夏目浩昭、石井建治、竹中公一、大西恭二及び富田博の各氏に対し、それぞれ在任中の労に報いるため、当社の内規に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。各氏の略歴は次のとおりであります。

なお、具体的な金額、贈呈の時期及び方法につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

氏名	略歴
杉山尋美	平成13年6月 取締役 常務執行役員 平成14年6月 代表取締役 社長執行役員（現任）
小菅和夫	平成10年6月 取締役 平成12年6月 常務取締役 平成14年6月 代表取締役 専務執行役員（現任）
夏目浩昭	平成9年6月 取締役 平成12年6月 常務取締役 平成15年6月 取締役 専務執行役員（現任）
石井建治	平成15年6月 取締役 常務執行役員（現任）
竹中公一	平成15年6月 取締役 常務執行役員（現任）
大西恭二	平成16年6月 取締役 常務執行役員（現任）
富田博	平成16年6月 取締役 常務執行役員（現任）

以上

【ご参考】

内部統制システムの整備に関する基本方針のお知らせ

当社は、平成18年5月24日開催の取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針について下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

会社法第362条第4項第6号の定めに従い、当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、ならびに当社の業務の適正を確保するために必要な体制を、以下のとおり整備する。

なお、この内部統制システムについては、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めるものとする。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）

(1) コーポレート・ガバナンス

- ① 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規則、「企業理念」及び「企業行動規準」に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
- ② 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び「職務権限規程」その他の社内規程に従い、当社の業務を執行する。
- ③ 取締役会の意思決定と監督機能の強化を図るため執行役員制度を採用する。
執行役員は、重要な使用人として取締役会の決議をもって任命するものとし、取締役会の決定に従い、定められた範囲内で職務の執行にあたる。
- ④ 代表取締役は、3か月に1回、または必要の都度、取締役会において業務執行の状況を取締役会に報告する。
- ⑤ 監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、監査室及び会計監査人と連携して、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。

(2) コンプライアンス

- ① 取締役及び使用人は「企業理念」及び「企業行動規準」に則り行動するものとする。
- ② コンプライアンス委員会及びチーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）を設置するとともに、「コンプライアンス規程」を制定し、各部署のコンプライアンス責任者の任命、コンプライアンス教育・研修の実施、内部情報提供制度の整備等、コンプライアンス体制の充実に努める。

(3) 財務報告の適正性確保のための体制整備

「経理規程」、「原価計算規程」その他社内規程を整備し、会計基準その他関連する諸法令を遵守し財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図る。

(4) 内部監査

社長直轄の監査室を設置する。監査室は、「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手続及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、社長及び監査役に対し、その結果を報告する。また、監査室は、内部監査により判明した指摘・提言事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

(1) 情報の保存・管理

取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか職務執行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を、関連資料とともに、「文書等情報管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、管理する。

(2) 情報の閲覧

取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、市場リスク、信用リスク、カントリーリスク、投資リスク、CSR・コンプライアンスリスク、情報セキュリティリスク、その他様々なリスクに対処するため、コンプライアンス委員会等各種の社内委員会や責任部署を設置するとともに、各種管理規則、取組基準、投資基準、リスク限度額・取引限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、全社のリスクを総括的かつ個別的に管理する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

(1) 経営会議及び各種社内委員会

職務執行の決定を適切かつ機動的に行なうため、社長を補佐する機関として経営会議を設置し、全般的経営方針・経営計画その他職務執行に関する重要事項を協議する。さらに、各種の社内委員会を設置し、各々の担当分野における経営課題について慎重な協議を行い、社長及び取締役会の意思決定に資するものとする。

(2) **職務権限・責任の明確化**

適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等、各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図る。

5. **当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）**

(1) **親会社との関係**

事業運営に際しては、自主性・自律性を維持強化しつつ、情報産業分野において、相互に有する強みを活かして、企業価値の向上および収益の拡大を図る。但し、親会社との取引は、資本関係のない会社と通常取引する場合と同様の条件にて実施するものとする。

(2) **子会社管理体制**

子会社を統括するため、子会社毎に主管部署を定め、当該主管部署が「関係会社管理規程」その他の社内規程に従い、子会社の経営管理及び経営指導にあたるとともに、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保する。

(3) **コンプライアンス**

コンプライアンス規程の制定、コンプライアンス責任者の設置、内部情報提供制度の整備等、コンプライアンス体制の整備につき子会社を指導するとともに、子会社に対するコンプライアンス教育・研修を実施し、グループ全体でのコンプライアンスの徹底に努める。

(4) **内部監査**

子会社の業務活動全般についても監査室による内部監査の対象とする。また、監査室は、CRCグループとしての内部監査体制の構築を推進するとともに、グループ内各社の監査役及び内部監査組織との密接な連携を保ち、グループとしての監査の質的向上に努める。

6. **監査室の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号、第2号）**

(1) **監査役を補助する専任の使用人の設置**

監査役が必要であると認めたときは、監査役の職務を補助する専任の使用人を置くものとする。

(2) **監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限及び人事権**

監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限は監査役会に専属するものとし、取締役、使用人は監査役を補助する使用人に対し指揮命令権限を有しない。また、監査役を補助する使用人の人事考課は、監査役会で定めた監査役が行うものとし、その人事異動及び懲戒処分については、事前に監査役会の同意を必要とする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第3号）

(1) 重要会議への出席

監査役は、監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

(2) 取締役の報告義務

- ① 取締役その他役職者は、定期的に、自己の職務執行の状況を監査役に報告する。
- ② 取締役は、監査役に対して、法令が定める事項のほか、次に掲げる事項をその都度直ちに報告する。
 - ・財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定等の内容
 - ・業績及び業績見通しの発表の内容
 - ・内部監査の内容と結果、及び指摘事項の対策
 - ・内部情報提供制度に基づく情報提供の状況
 - ・行政処分の内容
 - ・前各号に掲げるもののほか、監査役が求める事項

(3) 使用人による報告

使用人は、監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。

- ① 当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実
- ② 重大な法令または定款違反事実

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）

(1) 監査室の監査役との連携

監査室は、監査役との間で、各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査結果及び指摘・提言事項等について協議及び意見交換をするなど、密接な情報交換及び連携を図る。

(2) 外部専門家の起用

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を独自に起用することができる。

以上

インターネットでの議決権行使について

1 インターネットによる議決権行使に際して、ご了承ください事項

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承の上、行使いただきますよう、お願い申し上げます。

- 1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（下記URLをご参照ください）をご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。インターネットにより、議決権を行使される場合は、招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードが必要となります。
- 2) 今回ご案内する議決権行使コード及びパスワードは、本総会に関してのみ有効です。次の総会の際には、新たに議決権行使コード及びパスワードを発行いたします。
- 3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットでの行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- 4) インターネットで複数回、議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- 5) インターネットによる議決権行使は、平成18年6月19日（月曜日）までをお願いいたします。
- 6) インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

2 インターネットによる議決権行使の具体的方法

- 1) <http://www.it-soukai.com> にアクセスしてください。
行使期間中の午前3時～午前5時は上記URLにアクセスできません。
- 2) 議決権行使コード及びパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。議決権行使コード及びパスワードは、招集ご通知に同封の議決権行使書用紙右上に記載しております。
- 3) 画面の案内に従い、議決権を行使してください。

3 セキュリティについて

議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードとパスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。当社より株主様のパスワードをお問い合わせすることはございません。

4 お問い合わせ先について

- 1) インターネットによる議決権電子行使に関するパソコン等の操作方法等に関する専用お問い合わせ先
みずほ信託銀行 証券代行部 **インターネットヘルプダイヤル**
電話 0120-768-524（フリーダイヤル）
（受付時間 9:00～21:00 土日休日を除く）
- 2) 上記1) 以外の住所変更等に関するお問い合わせ先
みずほ信託銀行 証券代行部
電話 0120-288-324（フリーダイヤル）
（受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く）

第48回定時株主総会会場ご案内図



場 所 東京都江東区東陽六丁目3番3号
ホテルイースト21東京 (3階永代の間)
最寄駅 東京メトロ東西線東陽町駅 1番出口より徒歩
で約7分

第3号議案 当社と伊藤忠テクノサイエンス株式会社との合併契約書承認の件

3. 会社法第298条第1項の決定をした日における会社法施行規則第182条各号（第2号、第3号イ、第7号及び第8号を除く。）の内容の概要

(3)伊藤忠テクノサイエンス株式会社の最終事業年度に係る計算書類等（会社法施行規則第182条第5号イ）は以下のとおりであります。

営業報告書

（自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日）

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過及び成果

当連結会計年度における国内経済は、原油価格の高騰や地震などの自然災害に伴う個人消費の伸び悩み等があったものの、企業収益の改善を受けた設備投資の増加や堅調な輸出を背景に、景気は緩やかな回復基調を辿りました。

また、情報サービス産業においては、企業の情報化投資は底堅く、売上・受注高は上向きつつあるものの、依然として、投資効果を重視した慎重な投資姿勢が続いているほか、価格の低下もあり、市場全体としての回復は小幅なものに留まっております。

このような状況のなか、当社グループ（当社、連結子法人等及び持分法適用会社）は、経営改革の一環として、顧客密着型の営業活動を強化し、システム・インテグレーションを主体とする付加価値の高いビジネスへの転換を推進するとともに、引き続き、採算重視と経費低減に努め、競争力の強化と収益力の向上に注力しました。また、平成17年1月及び3月に、当社及び連結子法人等であるシーティーシー・テクノロジー(株)において、それぞれ東京地区に分散していた本社及び主要オフィスの統合が完了したことにより、経営の効率化に加え、顧客対応の迅速化及び事業グループ間の一層の連携強化が可能となりました。

営業活動におきましては、積極的なシステム提案とソフト開発の強化、営業・保守一体となつての保守サービス受注促進、ITライフサイクル全体での付加価値を追求したサービス提供に注力しました。通信業界では、移動体通信事業者向けに、第3世代通信関連システムのインフラ構築、新サービス開始に対応した顧客情報管理システムの構築、既存サービス系のシステムインフラ増強に対応したほか、固定通信事業者向けに、主にIP関連システムの提供に積極的に取り組みました。金融業界では、統合再編等に伴う主力金融機関の受注が停滞するなど厳しい環境において、当社が得意とするコンタクトセンター・ソリューションによるノンバンク系の新規顧客開拓を進めた

ほか、ネット証券会社のシステム更新需要に応えました。製造業はじめエンタープライズ分野では、製品需要が停滞する中で、将来に向けたシステムインテグレーション型のビジネス獲得を積極的に推進し、開発案件の実績を着実に伸ばしました。さらに、当連結会計年度に新設した「プロジェクトマネジメント室」を中心として、プロジェクトの受注審査、進捗・採算管理を徹底し、納期・品質・採算管理に努めました。

投資活動につきましては、新技術の獲得のために、上期に、米国シリコンバレーのベンチャー企業3社（Azul Systems社、Infinera社、Cast Iron社）に出資したのに加え、下期には、Java技術を応用したビジネス基盤の拡大を目的として㈱イーシー・ワンと資本・業務提携を行うとともに、海外ITベンダーの日本市場における保守サポートの代行・技術サービス支援で豊富な実績を有する日本サード・パーティ㈱との資本提携に合意いたしました。他方、連結経営強化の観点から、テレマーケティング事業を運営する連結子法人等であるシーティーシー・クリエイティブ㈱及び沖縄コールセンター㈱のほか、関連会社2社の全株式を売却いたしました。

技術強化につきましては、ITアーキテクチャの全体像の立案を担う「ITアーキテクチャ室」、製品・技術のサポートを担う「ITエンジニアリング室」が、IT社会の将来を見据え、最新技術等に関する調査・研究に積極的に取り組みました。また、平成17年3月には、テクニカル・ソリューションセンターを開設し、オープン系ベンダー・パートナー各社の技術・製品を組み合わせたシステム技術の検証が可能となりました。

リスク管理面では、平成17年4月からの個人情報保護法の全面施行に伴い、情報産業の規範企業たるべく、セキュリティ対策に万全を期し、機密情報及び個人情報の適切な取扱い・管理の徹底に取り組みました。

その他、社会貢献活動として、日本補助犬協会が主催する「補助犬パピー育成サポートシステム」に参画し、将来、補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）になる仔犬の育成に対して、資金面での支援等の企業活動を実施いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上面では、売上計上基準の変更による影響に加え、情報通信分野の受注案件の一部が次期完了予定となり売上計上に至らなかったほか、他の分野では、顧客の投資抑制傾向が続くなかで、特に製造業等のエンタープライズ分野で付加価値ビジネス重視への転換を優先的に進めたことにより、第2四半期以降厳しい受注、売上状況となったことから、売上高は226,795百万円（前期比14.8%減）となりました。利益面では、原価率低減とサポート収益の貢献により、一部開発案件の採算悪化を吸収したほか、経費低減も進み、加えて持分法投資損益が、関連会社の収益改善により前年度の損失から当年度は利益に転じたことから、経常利益は18,129百万円（同4.3%増）、当期純利益では10,872百万円（同10.7%増）となりました。

事業の種類別セグメントの概況につきましては、システム事業は、前述のとおり業況推移により、受注高は198,545百万円（前期比7.3%減）、売上高は186,092百万円（前期比17.5%減）となり、営業利益は原価率と経費の低減を進めましたが、減収の影響を吸収するに至らず5,486百万円（同3.7%減）となりました。また、サポート事業は、システムの安定稼働に対する需要の高まりから、連結子法人等であるシーティーシー・テクノロジー㈱を中心に、

これまで構築したシステムに対する保守サービスが堅調に推移し、受注高は46,946百万円（同11.8%増）、売上高は40,703百万円（同0.1%増）となり、営業利益は18,249百万円（同4.7%増）となりました。

(2) 企業集団が対処すべき課題

中期的な戦略の推進にあたり、対処すべき重点課題は、顧客密着型の営業活動と、それを実行するための人的資源、すなわち人材の育成です。

顧客密着型の営業活動については、営業組織を顧客業界別の4つの事業グループに再編し、各事業グループに開発、製品サポートに関わる技術者を配置しております。これにより、各事業グループとも担当業界の顧客に対して一貫したサービスを提供できる体制が整いました。今後、事業グループごとに、顧客の業界特性と個別ニーズの把握を進め、ニーズの深耕と新規顧客の開拓を目指してまいります。

次に人材は、顧客に提供すべき付加価値の創造を担う最も重要な資源であり、その育成は中期的戦略にとって不可欠であります。当社グループではプロジェクト・マネージャーの育成をはじめ、能力開発のための教育研修活動を各階層で実施するとともに、社員の能力開発意欲に積極的に応え、知識・技術習得機会を提供してまいります。また、「Profit Sharing（利益を分かち合う）」、「Pay for Performance（貢献に応じた報酬）」の基本方針をさらに徹底し、能力と成果に応じた独自の報酬体系の構築、モチベーション向上、組織生産性の向上を推進いたします。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の主な内容は本社及び主要オフィスの統合に係るものであり、その設備投資金額は次のとおりであります。

会社名	事業所名	設備の内容	投資金額	資金調達の方法
当社	新本社	販売・企画業務施設	1,501百万円	自己資金
当社	九段オフィス（旧本社）	検証施設等	655百万円	自己資金
シーティーシー・テクノロジー株式会社	新本社	企画業務・保守サービス施設	316百万円	自己資金

(4) 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第 23 期 (平成13年度)	第 24 期 (平成14年度)	第 25 期 (平成15年度)	第 26 期 (平成16年度) (当 期)
売 上 高	345,303百万円	288,449百万円	266,170百万円	226,795百万円
経 常 利 益	20,672百万円	16,401百万円	17,386百万円	18,129百万円
当 期 純 利 益	12,089百万円	7,783百万円	9,822百万円	10,872百万円
1株当たり当期純利益	196.58円	124.95円	160.26円	182.88円
1株当たり純資産	1,600.25円	1,658.37円	1,733.47円	1,819.34円
総 資 産	174,982百万円	178,024百万円	168,826百万円	160,845百万円
発行済株式総数	61,500,000株	61,500,000株	61,500,000株	61,500,000株

(注) 1. 当社は第26期(当期)から「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2に規定する連結計算書類を作成しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を除いた株式数に基づいて算出しております。また、第24期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)に基づいて算出しております。

3. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数から期末自己株式数を除いた株式数に基づいて算出しております。また、第24期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)に基づいて算出しております。

4. 証券取引法第7条及び第24条の2第1項の規定に基づき、第21期から第25期までの有価証券報告書の訂正報告書を平成17年4月15日に関東財務局に提出いたしました。訂正報告書における第23期の売上高は340,072百万円、第24期の売上高は273,200百万円となっております。

当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第 23 期 (平成13年度)	第 24 期 (平成14年度)	第 25 期 (平成15年度)	第 26 期 (平成16年度) (当 期)
売 上 高	311,429百万円	254,445百万円	245,667百万円	213,890百万円
経 常 利 益	15,206百万円	11,105百万円	12,074百万円	12,219百万円
当 期 純 利 益	11,020百万円	7,017百万円	8,514百万円	8,652百万円
1株当たり当期純利益	179.20円	113.04円	139.14円	145.81円
1株当たり純資産	1,435.03円	1,483.23円	1,567.49円	1,609.79円
総 資 産	154,023百万円	154,220百万円	156,565百万円	150,928百万円
発行済株式総数	61,500,000株	61,500,000株	61,500,000株	61,500,000株

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を除いた株式数に基づいて算出しております。また、第24期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)に基づいて算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数から期末自己株式数を除いた株式数に基づいて算出しております。また、第24期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)に基づいて算出しております。
3. 証券取引法第7条及び第24条の2第1項の規定に基づき、第21期から第25期までの有価証券報告書の訂正報告書を平成17年4月15日に関東財務局に提出いたしました。訂正報告書における第23期の売上高は306,200百万円、第24期の売上高は239,919百万円となっております。

2. 企業集団及び当社の概況（平成17年3月31日現在）

(1) 企業集団の主要な事業内容

当社グループの主要な製品・サービスは、総合情報システムの提案、システム設計・導入、コンピュータ・ネットワークシステムの販売、ネットワーク構築、ソフトウェア開発等並びにシステムの保守サービス、印刷・配送等の各種ビジネスサービス等であり、ユーザーに対するサービスの種類、性質、業務形態等の類似性により区分しております。

区 分	営 業 種 目 の 内 容
システム事業	情報システム及びネットワークの提案・設計・構築、受託ソフトウェアの開発、ソフトウェアの保守サービス等
サポート事業	システムの保守・運用サービス等

(2) 企業集団の主要な営業所

当社

本 社	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
支 店	札幌、さいたま、横浜、名古屋、大阪、広島、福岡
営 業 所	仙台、水戸、柏、八王子、厚木、静岡、浜松、豊田、刈谷、金沢、京都、神戸、高松、沖縄

(注) 上記のほか、東京地区にテクニカルソリューションセンター（千代田区）、九段オフィス、葛西物流センター、蒲田ソリューションセンターがあります。

連結子法人等

会 社 名	本 社 所 在 地
シーティーシー・ラボラトリーシステムズ株式会社	東京都世田谷区
シーティーシー・テクノロジー株式会社	東京都千代田区
シーティーシー・エスピー株式会社	東京都世田谷区
シーティーシー・ビジネスサービス株式会社	東京都豊島区

(3) 株式の状況

会社が発行する株式の総数	246,000,000株
発行済株式の総数	61,500,000株
一単元の株式数	100株
株主数	23,530名
大株主の状況	

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	出資比率
	株	%	株	%
伊藤忠商事株式会社	27,866,400	48.18	-	-
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,851,200	6.66	-	-
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,899,300	5.01	-	-
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(住友信託銀行再信託分・伊藤忠商事株式会社退職給付信託口)	2,072,000	3.58	-	-
指定単受託者三井アセット信託銀行株式会社1口	1,172,500	2.03	-	-
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託B口)	644,300	1.11	-	-
C T C 社員持株会	432,740	0.75	-	-
日本証券金融株式会社	392,200	0.68	-	-
ビービーエイチ ルクス ファイデリティ フアンズ ジャパン ファンド	385,400	0.67	-	-
株式会社CRCソリューションズ	372,150	0.64	2,130,200	12.14

- (注) 1. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(住友信託銀行再信託分・伊藤忠商事株式会社退職給付信託口)の持株数は、伊藤忠商事株式会社が保有する当社株式を退職給付信託に拠出したものです。
2. 上記のほか、当社が所有している自己株式3,649,535株があります。

(4) 自己株式の取得、処分等及び保有の状況

取得株式

普通株式 2,151,803株

取得価額の総額 8,656百万円

上記のうち、第25期定時株主総会后、定款授權に基づく取締役会決議により買受けた自己株式

普通株式 1,146,100株

取得価額の総額 4,545百万円

買受けを必要とした理由 経営環境の変化に対応すべく機動的に資本政策を遂行し、資本効率の向上と株主利益の増進を図るため。

処分株式

普通株式 49,500株

処分価額の総額 177百万円

失効手続をした株式

該当事項はありません。

期末保有株式

普通株式 3,649,535株

(注) 当社が平成16年3月31日現在保有していた自己株式は1,547,232株であります。

(5) 新株予約権の状況

現に発行している新株予約権

発行決議の日	平成14年6月26日
新株予約権の数	2,355個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	235,500株
新株予約権の発行価額	無償
権利行使時の1株当たりの払込金額	3,504円
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日から 平成19年6月30日まで

(注) 新株引受権方式のストックオプションに関する事項については、「貸借対照表関係注記7」に記載しております。

(6) 従業員の状況

企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,156名	190名減	35.3才	8.0年

(注) 上記従業員数には、当企業集団以外への出向者61名を含んでおります。

当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,592名	58名減	35.3才	8.8年

(注) 上記従業員数には、子法人等への出向者727名を含んでおります。

(7) 企業結合の状況

重要な子法人等の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
	(百万円)	(%)	
シーティーシー・ラボラトリーシステムズ株式会社	300	80.0	化学・製薬業界向けシステム開発・販売事業
シーティーシー・テクノロジー株式会社	450	100.0	システム保守・サポート事業
シーティーシー・エスピー株式会社	100	80.0	ネットワークソリューション製品の販売事業
シーティーシー・ビジネスサービス株式会社	160	100.0	印刷・配送等各種ビジネスサービス事業

企業結合の経過

前記「1. 営業の概況(1) 企業集団の営業の経過及び成果」に記載のとおり、以下の重要な子法人等を売却しております。

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
	(百万円)	(%)	
シーティーシー・クリエイト株式会社	120	66.7	テレマーケティング事業
沖縄コールセンター株式会社	60	100.0 (100.0)	テレマーケティング事業

(注) 議決権比率の()内は、間接所有の割合で内数となっております。

企業結合の成果

前記「1. 営業の概況(1)企業集団の営業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

その他の重要な企業結合の状況

伊藤忠商事株式会社の当社に対する議決権の直接保有割合は48.18%ですが、同社が退職給付信託に拠出した当社株式の受託者の保有等を含めた出資比率は52.40%であるため、当社は同社の連結子会社となっております。

当社は、取扱い商品の一部を同社より仕入れております。また運用を目的として余剰資金の一部を同社へ預入れしております。

(8) 主要な借入先の状況

平成16年12月17日付にて金融機関9行とコミットメントライン契約（総額10,000百万円）を締結しております。なお、当該契約に基づく実行残高はありません。

(9) 取締役及び監査役の状況

氏名	会社における地位	担当または主な職業
岡崎友信	代表取締役社長	
中野亨	常務取締役	社長補佐(兼)情報通信システム事業担当役員 (兼)新市場開拓チーム担当役員(兼)プロジェクト室担当役員
後藤健	常務取締役	エンタープライズシステム事業担当役員 (兼)ビジネス・コンサルティング担当役員
藁科至徳	常務取締役	金融システム事業担当役員
兼松泰男	取締役	財務・経理、人事、総務担当役員
松本孝利	取締役	アガミキャピタルインベストメント株式会社 代表取締役社長
井上裕雄	取締役	伊藤忠商事株式会社 執行役員 情報産業部門長
須崎隆寛	取締役	伊藤忠商事株式会社 情報産業部門長代行 (兼)情報産業ビジネス部長
吉住文衛	常勤監査役	
太田耕三	常勤監査役	
林光佑	監査役	弁護士 国立大学法人名古屋大学理事
池田修二	監査役	伊藤忠商事株式会社 宇宙・情報・マルチメディア デジタル・フィナンシャルアドバイザー(兼)宇宙・情報・マルチメディア管理部長

- (注) 1. 取締役松本孝利、井上裕雄、須崎隆寛の各氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役太田耕三、監査役林光佑及び池田修二の各氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
3. 当該営業年度中の取締役・監査役の異動
- (1) 就任
平成16年6月23日開催の第25期定時株主総会において、兼松泰男、須崎隆寛の両氏が取締役に、林光佑、池田修二の両氏が監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
- (2) 退任
中川雅博氏は取締役に、兼松泰男氏は監査役に平成16年6月23日付で退任いたしました。
- また、須崎隆寛氏は取締役に平成17年3月31日付で辞任いたしました。

4. 決算期後、平成17年4月1日付で取締役及び監査役の「会社における地位」及び「担当または主な職業」に変更がありました。なお、同日現在の取締役及び監査役の「会社における地位」及び「担当または主な職業」は以下のとおりであります。

氏 名	会社における地位	担 当 ま た は 主 な 職 業
岡 崎 友 信	代表取締役社長	
中 野 亨	常 務 取 締 役	社長補佐(兼)情報通信システム事業担当役員 (兼)パートナー・イノベーション事業担当役員(兼)新市場開拓チーム担当役員
後 藤 健	常 務 取 締 役	エンタープライズシステム第1事業担当役員 (兼)ITコンサルティング担当役員
藁 科 至 徳	常 務 取 締 役	金融システム事業担当役員(兼)金融システム本部長 (兼)加スファンクショングループ担当役員
兼 松 泰 男	取 締 役	財務・経理、人事、総務担当役員 (兼)業務総括室担当役員
松 本 孝 利	取 締 役	アガミ・ミキヰ・ケルイバ・システムズ株式会社 代表取締役社長 学校法人法政大学理事
井 上 裕 雄	取 締 役	伊藤忠商事株式会社 執行役員 情報産業部門長
吉 住 文 衛	常 勤 監 査 役	
太 田 耕 三	常 勤 監 査 役	
林 光 佑	監 査 役	弁護士 国立大学法人名古屋大学理事
池 田 修 二	監 査 役	伊藤忠商事株式会社 宇宙・情報・マルチメディア チーム・インフラ(兼)宇宙・情報・マルチメディア管理部長

5. 平成17年4月1日における執行役員の「役割」は以下のとおりであります。
 なお、下表の役割の[]には平成17年3月31日現在の執行役員の「役割」を記載しております。

役 名	氏 名	役 割
常務執行役員	池野 猛司	エンタープライズシステム第1事業担当役員補佐 [ソニーロードバントソリューション株式会社 取締役副社長]
執行役員	林 和男	エンタープライズシステム第1事業担当役員補佐 [西日本システム本部長(兼)大阪支店長]
執行役員	鈴木 勝則	エンタープライズシステム第2事業担当役員補佐 [産業システム本部長]
執行役員	北川 千里	シーティン・テクノロジー株式会社 取締役 [監査室長]
執行役員	熊崎 伸二	地域担当役員(中部) [中部システム本部長(兼)名古屋支店長]
執行役員	齊藤 晃	地域担当役員(西日本) [ITエンジニアリング室担当役員 (兼)ITエンジニアリング室長]
執行役員	松澤 政章	情報通信システム事業担当役員補佐 (兼)テレコムシステム第3本部長 [テレコムシステム第2本部長]
執行役員	大久保 忠崇	ソニーロードバントソリューション株式会社 取締役副社長 [情報システム・BPR担当役員]
執行役員	根崎 一信	財務・経理、人事、総務担当役員補佐 (SE人事・教育担当) [同上]
執行役員	三浦 吉道	エンタープライズシステム第1事業担当役員補佐 [エンタープライズシステム事業担当役員補佐]
執行役員	桜庭 慎一郎	エンタープライズシステム第2事業担当役員 (兼)サービスシステム本部長 [テレコムシステム第1本部長]
執行役員	城田 勝行	情報システム担当役員 [金融システム本部長]
執行役員	森山 一信	シーティン・テクノロジー株式会社 取締役副社長 [経営企画、広報・IR、法務担当役員 (兼)経営企画部長]
執行役員	横山 良治	プロジェクトマネジメント室長 [同上]
執行役員	寺田 育彦	自動車・電機システム本部長 [製造システム本部長]
執行役員	正西 康英	ITアーキテクチャ室長 [同上]

(10) 会計監査人に対する報酬等の額

当社及び当社の子法人等が支払うべき報酬等の合計額55百万円

上記の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として支払うべき報酬等の合計額34百万円

上記の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額34百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と証券取引法に基づく監査の報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

記載すべき重要な事項はありません。

（注）この営業報告書における記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成17年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<u>流動資産</u>	128,130	<u>流動負債</u>	57,296
現金及び預金	29,935	支払手形	28
受取手形	883	買掛金	31,672
売掛金	50,434	未払金	4,257
有価証券	11,997	未払法人税等	3,499
商品	13,180	未払消費税等	802
仕掛品	1,505	前受金	1,407
前渡金	72	預り金	5,383
前払費用	4,015	前受収益	8,242
繰延税金資産	3,823	賞与引当金	1,765
関係会社短期貸付金	960	その他	236
関係会社預け金	10,000	<u>固定負債</u>	453
未収入金	1,401	退職給付引当金	395
その他	98	役員退職慰労引当金	57
貸倒引当金	177	<u>負債合計</u>	57,749
<u>固定資産</u>	22,797	(資本の部)	
有形固定資産	3,237	<u>資本金</u>	21,763
建物付属設備	1,818	<u>資本剰余金</u>	33,076
工具、器具及び備品	1,418	資本準備金	33,076
<u>無形固定資産</u>	1,953	<u>利益剰余金</u>	51,233
ソフトウェア	1,829	利益準備金	504
その他	123	任意積立金	
<u>投資その他の資産</u>	17,607	別途積立金	41,200
投資有価証券	8,737	当期末処分利益	9,529
関係会社株式	2,748	その他有価証券評価差額金	621
出資金	28	<u>自己株式</u>	13,514
長期貸付金	8	<u>資本合計</u>	93,179
従業員長期貸付金	14	負債及び資本合計	150,928
破産更生等債権	301		
長期前払費用	58		
繰延税金資産	985		
長期性預金	2,000		
差入保証金	3,430		
その他	472		
貸倒引当金	323		
投資損失引当金	856		
<u>資産合計</u>	150,928		

損 益 計 算 書

〔自 平成16年4月1日〕
〔至 平成17年3月31日〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		213,890
売 上 原 価		177,278
売 上 総 利 益		36,612
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		29,260
営 業 利 益		7,352
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	69	
受 取 配 当 金	4,030	
業 務 受 託 料	658	
そ の 他	244	5,002
営 業 外 費 用		
投 資 事 業 組 合 運 用 損	75	
そ の 他	60	135
経 常 利 益		12,219
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	717	
投 資 有 価 証 券 清 算 分 配 益	22	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	298	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	537	1,575
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	94	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	163	
会 員 権 評 価 損	10	
投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	493	762
税 引 前 当 期 純 利 益		13,032
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,569	
法 人 税 等 調 整 額	189	4,379
当 期 純 利 益		8,652
前 期 繰 越 利 益		1,764
中 間 配 当 額		884
自 己 株 式 処 分 差 損		3
当 期 未 処 分 利 益		9,529

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式.....総平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの.....決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部資本直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの.....総平均法による原価法(投資事業組合持分については持分法)

2. デリバティブの評価基準

デリバティブ.....原則として時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品.....個別法による原価法(一部の商品については
移動平均法による原価法)

仕 掛 品.....個別法による原価法

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産.....定率法

(主な耐用年数)

建物附属設備 10~20年

工具、器具及び備品 5~15年

無形固定資産

自社利用のソフトウェア.....社内における利用可能期間(5年)に基づく
定額法

長期前払費用.....定額法

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

6. 引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し必要額を計上しております。なお、当該引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異は、当期の発生額を翌期に一括損益処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、当該引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

為替変動リスクのヘッジについて、振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段及びヘッジ対象

ヘッジ手段.....先物為替予約取引

ヘッジ対象.....外貨建債権債務及び外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

為替変動リスクをヘッジするため、社内規程に基づき、原則同一通貨建てによる同一期日の為替予約を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

同一通貨建てによる同一期日の為替予約に限定しており、その後の為替相場の変動による相関関係は確保されているため、有効性の評価を省略しております。

9. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計処理の方法の変更)

売上高のうち商品売上高は、従来、全ての契約について商品を個々に出荷した時点で売上計上しておりましたが、当期から、同一契約に含まれる全ての商品を納入した時点で一括して売上計上することに変更しております。

この変更は、同一契約に含まれる商品の最初の出荷時点から取引先が検収し得る全ての商品の納入が完了する時点までの期間が長期化している状況に鑑み、また、今後もこの傾向が続くと判断されるため、売上債権の現実性を確保する観点から変更したものであります。

この結果、従来の方法に比較して、売上高は3,994百万円減少し、売上総利益、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ734百万円減少しております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

1. 前期まで区分掲記しておりました「貸与資産」(当期末残高139百万円)は、重要性が低くなったため、当期より「工具、器具及び備品」に含めて表示しております。
2. 前期まで区分掲記しておりました「電話加入権」(当期末残高114百万円)は、重要性が低くなったため、無形固定資産の「その他」に含めて表示しております。
3. 前期まで「出資金」として表示しておりました投資事業有限責任組合持分(当期末残高1,951百万円)は、証券取引法の改正により、当期より「投資有価証券」として表示しております。
4. 前期まで区分掲記しておりました「会員権」(当期末残高427百万円)及び「保険積立金」(当期末残高44百万円)は、重要性が低くなったため、投資その他の資産の「その他」として表示しております。

(損益計算書関係)

前期まで「出資金運用損」として表示しておりました投資事業有限責任組合持分に係る運用損は、当期より「投資事業組合運用損」として表示しております。

(貸借対照表関係注記)

1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分掲記したものを除く。）

短期金銭債権	3,046百万円
長期金銭債権	7百万円
短期金銭債務	22,639百万円
3. 有形固定資産の減価償却累計額 2,926百万円
4. 主なリース資産
貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として汎用コンピュータ設備及び事務用機器等があります。
5. 商法290条第1項4号に規定する純資産額
その他有価証券等の時価評価により増加した純資産額 621百万円
6. 保証債務 519百万円
7. ストックオプションとして付与された旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権
 - (1) 平成12年6月28日開催の定時株主総会にて決議

目的となる株式の種類及び数 普通株式	95,000株
株式の発行価格	16,656円
 - (2) 平成13年6月27日開催の定時株主総会にて決議

目的となる株式の種類及び数 普通株式	73,300株
株式の発行価格	12,520円

(損益計算書関係注記)

1. 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 関係会社との取引高

関係会社への売上高	4,615百万円
関係会社からの仕入高等	77,107百万円
関係会社への保守委託料	24,394百万円
関係会社とのその他の営業取引高	2,021百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	5,063百万円
3. 1株当たり当期純利益 145円81銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 145円71銭

(税効果会計関係注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(流動の部)		
繰延税金資産	たな卸資産評価損否認	2,616百万円
	賞与引当金否認	723
	未払事業税否認	255
	未払金否認	156
	その他	170
	小計	3,922百万円
	評価性引当額	98
	合計	<u>3,823百万円</u>
(固定の部)		
繰延税金資産	投資有価証券評価損否認	792百万円
	投資損失引当金否認	350
	減価償却費損金算入限度超過額	192
	退職給付引当金否認	162
	貸倒引当金損金算入限度超過額	129
	その他	118
	小計	1,746百万円
	評価性引当額	329
	合計	1,416百万円
繰延税金負債	その他有価証券評価差額金	431
	繰延税金資産の純額	<u>985百万円</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	41.0%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	11.2
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3
住民税均等割等	0.7
評価性引当額の増加	1.0
その他	0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>33.6%</u>

利 益 処 分 案

(単位：円)

当 期 未 処 分 利 益		9,529,065,038
これを次のとおり処分いたします。		
利 益 処 分 額		
利 益 配 当 金	867,756,975	
普通配当 1株につき15円		
取 締 役 賞 与	44,300,000	
監 査 役 賞 与	7,700,000	
別 途 積 立 金	7,000,000,000	7,919,756,975
次 期 繰 越 利 益		1,609,308,063

(注) 1. 平成16年12月3日に、884,790,960円(1株につき15円)の中間配当を実施いたしました。

2. 自己株式3,649,535株の配当金は、利益配当金より除いております。

独立監査人の監査報告書

平成17年 5月13日

伊藤忠テクノサイエンス株式会社

代表取締役社長 岡 崎 友 信 殿

監査法人 トーマツ

指 定 社 員 公認会計士 大 庭 四 志 次 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 羽 鳥 良 彰 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、伊藤忠テクノサイエンス株式会社の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第26期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書(会計に関する部分に限る。)及び利益処分案並びに附属明細書(会計に関する部分に限る。)について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- ① 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
会計処理の方法の変更に記載されているとおり、会社は商品の売上高の計上基準について、個々の商品を出荷した時点から契約上の全ての商品を納入した時点で一括して売上計上する方法に変更しているが、この変更は、同一契約に含まれる商品の最初の出荷時点から取引先が検取し得る全ての商品の納入が完了する時点までの期間が長期化している状況に鑑み、また、今後もこの傾向が続くと判断されるため、売上債権の確実性の観点から変更したものであり、相当と認める。
- ② 営業報告書(会計に関する部分に限る。)は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- ③ 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- ④ 附属明細書(会計に関する部分に限る。)について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第26期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1) 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求め、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

2) 監査の結果

(1) 会計監査人 監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

(3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。

(4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。

(5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

(6) 子会社調査の結果、取締役の職務遂行に関し指摘すべき事項は認められません。

平成17年5月20日

伊藤忠テクノサイエンス株式会社 監査役会

常勤監査役 吉 住 文 衛 ㊞

常勤監査役 太 田 耕 三 ㊞

監査役 林 光 佑 ㊞

監査役 池 田 修 二 ㊞

(注)常 勤監査役 太田耕三、監査役 林光佑及び監査役 池田修二は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上